



平成22年6月25日（金）開催

第42回定時株主総会及び 普通株主様による種類株主総会

招集ご通知

目 次

第42回定時株主総会及び普通株主様による 種類株主総会招集ご通知	1
電磁的方法（インターネット等）による 議決権行使について	4
〔添付書類〕	
事業報告	
1. 企業集団の現況に関する事項	6
2. 株式に関する事項	27
3. 新株予約権等に関する事項	30
4. 会社役員に関する事項	33
5. 会計監査人に関する事項	38
6. 業務の適正を確保するための体制等の 整備に関する決議内容の概要	39
連結計算書類	
連結貸借対照表	44
連結損益計算書	45
連結株主資本等変動計算書	46
連結注記表	47
計算書類	
貸借対照表	66
損益計算書	67
株主資本等変動計算書	68
個別注記表	69
監査報告書	
連結計算書類に係る会計監査人の 監査報告書 謄本	78
会計監査人の監査報告書 謄本	79
監査役会の監査報告書 謄本	80
【第42回定時株主総会】 株主総会参考書類	82
【普通株主様による種類株主総会】 株主総会参考書類	104

株式会社 CSKホールディングス
(証券コード：9737)

(証券コード 9737)
平成22年 6 月10日

株 主 各 位

東京都港区南青山二丁目26番1号
株式会社 CSKホールディングス
代表取締役社長 中 西 毅

第42回定時株主総会及び 普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第42回定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記要領により、開催いたしますので、ご通知申し上げます。

今回の第42回定時株主総会には、「定款一部変更の件（2）」を議案として上程いたしますが、当該議案につきまして、会社法第322条第1項第1号に基づくご決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただきますので、併せてご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、電磁的方法（インターネット等）によりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、平成22年6月24日（木曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年 6 月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区南青山二丁目26番1号
CSK青山ビル 当社3階会議室

3. 会議の目的事項

【第42回定時株主総会】

- 報告事項** (1) 第42期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第42期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件（1）
- 第2号議案 定款一部変更の件（2）
- 第3号議案 定款一部変更の件（3）
- 第4号議案 取締役8名選任の件
- 第5号議案 監査役1名選任の件
- 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

【普通株主様による種類株主総会】

決議事項

- 議案 定款一部変更の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

- (1) 郵送により議決権をご行使される場合には、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成22年6月24日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送ください。
- (2) 電磁的方法（インターネット等）により議決権をご行使される場合には、4ページから5ページの「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について」をご高覧のうえ、平成22年6月24日（木曜日）午後5時45分までに議決権をご行使ください。
- (3) 代理人により議決権をご行使される場合は、議決権を有する株主様に委任する場合には限られます。また、代理人は1名とさせていただきます。なお、代理人によるご出席の場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに委任状を会場受付にご提出ください。
- (4) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。
- (5) 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.csk.com>）に掲載させていただきます。

以 上

（お願い）当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について

【電磁的方法（インターネット等）により議決権をご行使される場合のお手続について】

1. 議決権をインターネットによりご行使される場合は、以下の事項をご了承のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細につきましては、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



- (2) インターネットにより議決権をご行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
 - (3) インターネットによる議決権行使は、平成22年6月24日（木曜日）午後5時45分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使されるようお願いいたします。
 - (4) 議決権行使書用紙とインターネットにより、二重に議決権をご行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
 - (5) インターネットにより、複数回数、又は、パソコンと携帯電話で重複して議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
 - (6) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。
2. 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、(株)東京証券取引所等により設立された合弁会社(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記1.のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- (1) インターネットにアクセスできること。
- (2) パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用できること。
- (3) 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎[®] 0120-186-417（24時間受付）

＜用紙の請求等、その他のご照会＞ ☎[®] 0120-176-417（平日午前9時～午後5時）

(添付書類)

事業報告

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、政府の経済対策の効果などもあり、景気の持ち直し傾向が見られつつあるものの、設備投資の抑制やデフレの進行などにより企業収益の動向は厳しい局面を脱してはならず、また、雇用・所得環境の不透明感から個人消費も総じて弱含みであることなど、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

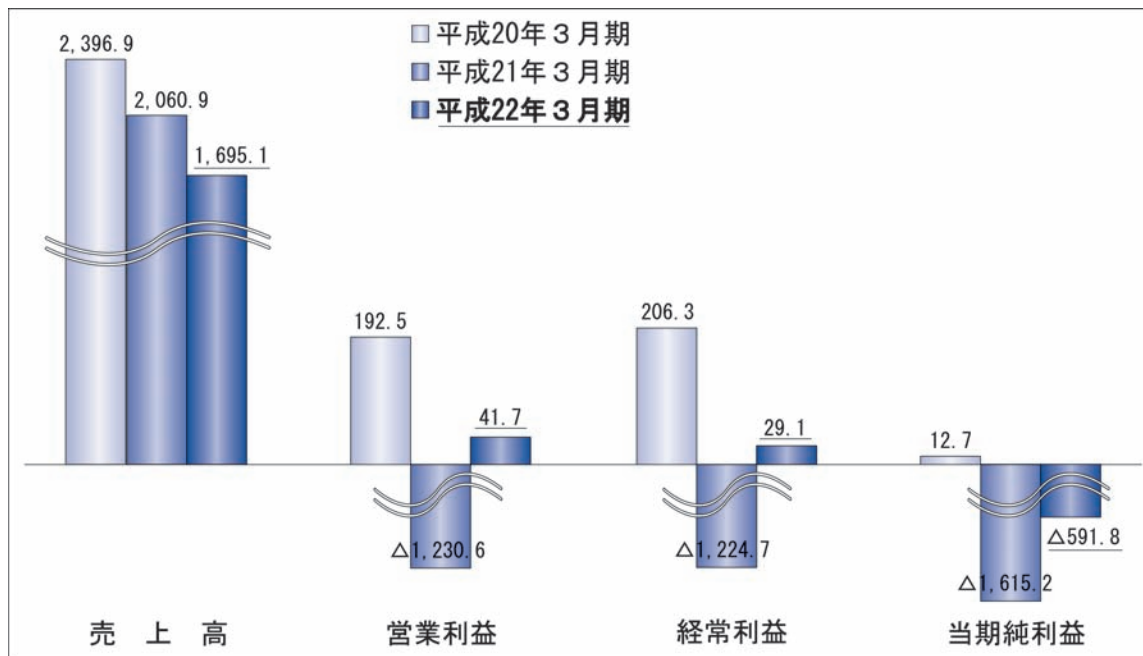
情報サービス業界においては、企業収益の悪化から企業のIT投資においても、依然として抑制傾向が見られ、引き続き厳しい事業環境が続いております。

プリペイドカード業界では、経済環境の急激な悪化を受けギフト市場における法人需要に減少傾向が見られる一方で、交通機関における共有ICカード等の非接触IC型電子マネーが急速に普及するなど着実に市場は拡大しており、利用可能店舗の増加やギフトカード市場の拡大、エコポイントとの交換等、新たな需要も増加しております。

証券業界においては、信用不安の後退や政府の経済対策、米国株式市場の高値更新などから、日経平均株価は3月に11,000円台を回復しましたが、依然、世界景気の先行き等に慎重な見方が根強いことなどから株価は足踏みを続けており、証券事業分野においては業績改善の傾向に期待が持てる状況に変化しつつあるものの、急速な回復は難しい状況となっております（なお、平成22年4月、当該事業を行う連結子会社の全株式を譲渡しており、当該事業から撤退しております）。

このような経営環境のなか、当連結会計年度においては、「信頼の回復」、「収益力の回復」、「成長力の回復」の3つの経営施策を重点的に実施してまいりました（具体的な実施内容については、10ページの「CSKブランドの再構築」に記載しております）。これらの結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高1,695.1億円（前連結会計年度比17.7%減）、営業利益41.7億円（前連結会計年度1,230.6億円の営業損失）、経常利益29.1億円（同1,224.7億円の経常損失）、当期純損失591.8億円（同1,615.2億円の当期純損失）となりました。

(単位：億円)



売上高は、情報サービス事業においては、主に電気・精密及び輸送用機器関連等の製造業向けを中心に減少し、また前連結会計年度においては銀行・信託の統合における再構築案件やクレジットファイナンス向け機器販売等の大型案件があったこと等により前連結会計年度比20.8%の減収となりました。プリペイドカード事業及び証券事業においては堅調に推移し、前連結会計年度比で増収となるものの、連結全体としては1,695.1億円（前連結会計年度比17.7%減）となりました。

営業利益は、情報サービス事業においては売上高の減少による影響をコスト削減の推進により補完した結果113.2億円（同28.9%増）となりました。また、証券事業においては前期に実施したコスト構造の改善が功を奏し、当連結会計年度は1.4億円の営業利益（前連結会計年度78.6億円の営業損失）となり、全社費用及びその他の事業での損失を吸収し、連結全体では41.7億円の営業利益（同1,230.6億円の営業損失）と前期と比較し大きく改善することができました。

経常利益は、カード退蔵益の増加はあったものの、支払利息をはじめ資本増強のための株式交付費や支払手数料等の営業外費用が影響し29.1億円の経常利益（同1,224.7億円の経常損失）となりました。

当期純利益は、不動産証券化事業撤退損失や特別退職金等の特別損失640.9億円の発生により、591.8億円の当期純損失（同1,615.2億円の当期純損失）となりました。

＜事業セグメント別の業績＞

当社グループの「事業セグメントごとの提供サービスの概要」及び「セグメント別業績」は、次のとおりとなっております。

事業セグメント	提供サービス
情報サービス	テクノロジーサービス ⇒ システム開発・運用等のIT関連サービス ビジネスサービス ⇒ コンタクトセンター・BPO ^(注1) ・製品検証等のIT利用サービス
プリペイドカード	QUOカードの発行・決済等
証券	総合証券業
その他	株式等への投資、ベンチャーキャピタル事業等

〔情報サービス事業〕

売上高は、テクノロジーサービスにおいては、電気・精密及び輸送用機器関連等の製造業向けシステム開発案件の減少に加え、前連結会計年度において、銀行・信託の統合における再構築案件やクレジットファイナンス向け機器販売等の大型案件の精算があった影響により減少いたしました。ビジネスサービスにおいては、フルフィルメントサービス^(注2)関連の売上高が増加いたしました。コンタクトセンターや製品検証サービス等の売上高が減少し、情報サービス全体の売上高は1,510.5億円（前連結会計年度比20.8%減）となりました。

営業利益は、テクノロジーサービス、ビジネスサービス共に顧客のIT投資抑制など厳しい受注環境の中、売上高の減少により粗利益が減少したものの、売上原価・販売費及び一般管理費の削減を積極的に推進した結果、営業利益は113.2億円（同28.9%増）となりました。

(注1) BPO (Business Process Outsourcing) : 業務運用サービス。業務の効率性や品質向上にとどまらず、差別化を推進するために業務を外部委託すること。

(注2) フルフィルメントサービス : 商品の受注処理から配送までのバックオフィス業務。

〔プリペイドカード事業〕

店頭及びギフトによるカード発行量は前年よりも若干減少しましたが、売上高は機器の販売が貢献し31.9億円（前連結会計年度比 16.4%増）となりました。

営業利益は、機器販売に関する粗利益の増加が寄与し、2.3億円（同26.0%増）となりました。なお、営業外収益としてカード退職益等を計上しており、当事業に関する経常利益は13.5億円（同10.6%増）となっております。

〔証券事業〕

売上高は、国内景気への回復期待等を背景に日経平均株価も緩やかな上昇基調となり、株式及び債券のトレーディングに係る収益が増加し176.3億円（同 12.9%増）となりました。

営業利益は、売上高の増加に加えて販売費及び一般管理費における取引関係費や事務費等を前期比で約57.3億円削減し、1.4億円（前連結会計年度78.6億円の営業損失）となりました。

〔その他の事業〕

当連結会計年度より、不動産証券化事業からの撤退に伴い、金融サービス事業をその他の事業として表示しております。そのため、前連結会計年度比較にあたっては前連結会計年度分を変更後の表示に組み替えて行っております。

売上高は、主に有価証券の売却益が減少し、10.7億円（前連結会計年度比 69.1%減）となりました。

営業利益は、当連結会計年度においては、有価証券の評価損等により18.4億円の営業損失となりました。前連結会計年度については有価証券及び投資不動産において多額の評価損の計上等があったことから1,156.1億円の営業損失となっております。

上記の各セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高を含んでおります。

<財 政 状 態>

連結貸借対照表の資産、負債及び純資産の概要は、次のとおりであります。

〔資産〕

流動資産は、不動産証券化事業撤退に伴い、連結子会社であったCSKファイナンス㈱（現社名 ゲン・キャピタル㈱）に対する短期貸付金が216.1億円増加するも金融サービス運用資産が1,019.4億円減少したこと等により756.0億円減少いたしました。

固定資産は、土地の売却や子会社の連結除外等により有形固定資産が135.2億円減少したことや主に売却による投資有価証券の減少38.5億円等により、固定資産全体では205.7億円減少いたしました。

〔負債〕

負債は、当社における短期借入金300.0億円をデット・エクイティ・スワップ（債務の株式化）により資本化したことや不動産証券化事業撤退に伴い金融サービス負債が410.1億円減少したこと等により、負債合計では867.4億円減少いたしました。

〔純資産〕

純資産は、デット・エクイティ・スワップ300.0億円及び合同会社ACAインベストメンツを引受先とする第三者割当増資160.0億円により資本金及び資本剰余金がそれぞれ230.0億円増加するも、当期純損失による利益剰余金が減少したこと等により94.3億円減少いたしました（純資産の増減の詳細については、連結株主資本等変動計算書をご参照ください）。

<当連結会計年度に実施した経営施策>

6 ページに記載しました経営施策の具体的実施内容は、以下のとおりであります。

① CSKブランドの再構築

当社グループは、ステークホルダーの皆様の信頼と期待に応え、今後の業績及び財務体質を速やかに回復させるべく、前第4四半期から、事業リスクの低減（金融サービス事業の縮小及び資産・事業売却）、資本増強、資金・財務の安定化、借入金の長期化の検討、事業再構築（本業である情報サービス事業における事業撤退等も含む収益基盤の強化、徹底したコスト削減の実施）、ガバナンス体制の拡充（経営体制面の整備）に取り組んでまいりました。

上記のCSKグループの再生に向けた取組みは、いずれも今後の成長発展のために必要不可欠な事項であります。これらの背景には当社グループが抱える構造的な経営リスクとして、「不動産証券化事業に係るリスク」、「資金リスク」、「自己資本毀損リスク」の3項目がありました。

これらのリスクに対して、当社は平成21年9月29日開催の臨時株主総会において、「不動産リスク遮断策」実施に伴う「ACA資本増強策」、「取引銀行支援策」、「経営体制の刷新」に係る議案を上程し、承認可決をいただき、平成21年9月30日付で不動産証券化事業に係るリスクを実質的に遮断し、併せて資金リスク及び自己資本毀損リスクを補う一連の資本増強策が完了いたしま

した。

なお、上記4つの施策の詳細は以下のとおりです。

〔不動産リスク遮断策〕

当社グループにおいて不動産証券化事業を行うCSKファイナンス㈱（現社名 ゲン・キャピタル㈱）の株式及び同社に対する貸付金のうち約1,200億円を、合同会社ACAインベストメンツの親会社であるACA㈱が無限責任組員として管理・運営するACAプロパティーズ投資事業有限責任組合に総額約5億円で譲渡することで、不動産リスクの遮断を図りました。なお、短期的に売却の目処のある案件等、追加評価損のリスクが顕在化する可能性の低い資産等に係る貸付金は譲渡せずに引き続き保有します。

〔ACA資本増強策〕

ACA㈱の100%子会社である合同会社ACAインベストメンツを引受先とする優先株式による約160億円の増資を実施いたしました。併せて、同社に対し新株予約権（払込金額の総額4億6,728万円、権利行使による払込金額の総額最大60億円）を発行いたしました。

〔取引銀行支援策〕

取引銀行4行には、デット・エクイティ・スワップ（債務の株式化）、すなわち当社に対する貸付債権をもって出資の目的とする現物出資を行うことによる資本増強300億円の実施（優先株式の発行）、加えて取引銀行4行に対する総額500億円の短期借入債務の長期借入債務への借り換えの実施等について、「協定書」を締結し、当社再建に向けたご支援をいただきました。

〔経営体制の刷新〕

今回の資本増強策の実施に際して、取締役及び監査役は平成21年9月30日付で全員辞任し、合同会社ACAインベストメンツの指名に基づき招聘する取締役4名及び監査役2名を含む新任役員9名（取締役6名及び監査役3名）が、新たに就任いたしました。

現在は、新経営体制のもと、当社グループが長年培ってきた技術力・顧客基盤・人材等の経営資源を活かし、当社グループの企業価値の向上に邁進しております。

また、今後の事業基盤を再構築するための当社グループの課題認識と取組み施策として下記を実施してまいりました。

1) 信頼の回復

不動産証券化事業の損失による経営危機により失ったCSKグループへの信頼を取戻すため、情報サービス事業に集約するとともに、収益基盤を確保し、確実な事業運営による信用リスクの低減を推進。

2) 収益力の回復

i) 徹底的なコスト構造改革の断行

主なコスト構造改革施策として、本社間接機能の見直し、オフィス/拠点の統廃合の実施、早期退職優遇制度の導入、社内情報システムの開発凍結と運用コストの見直しの実施。

ii) 事業の選択と集中

不採算事業、証券事業及び金融サービス事業において、下記の事業撤退・売却を実施。

- ・(株)CSK-IS、CSKプリンシパルズ(株)は投資事業から完全撤退
- ・平成21年10月にプラザキャピタルマネジメント(株)の全株式を譲渡
- ・平成22年4月に(株)ISA Oの既存の全事業を譲渡
- ・平成22年4月にコスモ証券(株)の全株式を譲渡

3) 成長力の回復

i) 3事業分野の強化

当社グループ事業の3本柱と位置づける「BPO事業」「ITマネジメント事業」「システム開発事業」3事業分野の競争力強化に向けて、体制整備を推進。

- ・システム開発事業における組織再編

(株)CSKシステムズ、(株)CSKシステムズ西日本、(株)CSKシステムズ中部の3社を平成22年4月に合併。

- 統合による業務プロセスの効率化とコスト構造改革を推進
 - システム開発事業を中心に、ITマネジメント事業、BPO事業の営業面での連携の要としての位置づけ
- ・BPO事業における組織再編
(株)CSKサービスウェア、ビジネスエクステンション(株)の2社を平成22年4月に合併。
 - 企業の経営戦略・企画部門を中心としたビジネスエクステンション(株)のお客様に対して、(株)CSKサービスウェアのBPO事業を組合わせた包括的なサービスを提供することで、事業基盤を拡大
 - ・事業革新プログラムの始動
 - 「営業」「サービス」「分室」「技術」の4つのテーマについてグループ各社社長を責任者に任命し、グループ一体の事業革新を目的として、プロジェクトを組成
 - グループ内の連携強化施策
グループ戦略営業の強化（グループ一体でお客様対応を行う営業体制を整備）
グループ内の強みのあるサービス・商材を認定し、クロスセルにより拡販を強化

ii) 新たな成長分野の開拓

- ・組織の新設
 - 当社に「グローバル推進室」を設置しアジアを中心とした海外戦略を強化
 - (株)CSKサービスウェア、(株)CSK-ITマネジメント、(株)CSKシステムズに「サービスイノベーション推進部」を設置し、新たなサービスの創造をグループ連携により推進

iii) 同業及び異業種との協業推進

- ・ 住商情報システム(株)との事業提携

11の協業分野を設定し、タスクフォースの立上げ

② 利益配分に関する基本方針及び当期の配当

当社グループにおける株主還元方針は、グループの事業活動の成果である「連結業績」、将来に向けた成長の源泉となる「事業投資の状況」、財務基盤の重要要素である「有利子負債の状況」、「社会経済の動向」を総合的に勘案し、株主資本配当率をベースにした株主還元を行う方針です。

平成21年3月期においては多額の損失を計上するに至り、残念ながら無配とさせていただきました。平成22年3月期においても多額の損失計上を受け財務体質の改善に努めるため、無配とさせていただきます。

(2) 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

① 中長期的な経営戦略

当社グループは「常に時代の要請を敏感にとらえ、お客様が必要とされる最適なサービスを提供し続けることで、継続的な成長・発展を遂げる企業グループを目指す」ことをグループビジョンとし、事業方針として、以下の3つを掲げております。

1) 競争力強化と差別化

BPO事業・ITマネジメント事業・システム開発事業を事業の3本柱と位置づけ、それぞれがサービスの革新により競争力強化と差別化を果たす。

2) グループの連携・協業推進

グループ間での連携及び協業により、重点顧客向け営業を強化することでグループ全体の事業規模拡大を図る。

3) NO. 1サービスの創造

3つの事業をベースに、保有・蓄積するノウハウの活用を通じて、NO. 1を目指せる新たなサービスを創造し、将来的な集積の柱を構築する。

このような取組みにより、早急に業績を回復し継続的な企業価値の向上を図ることで、全てのステークホルダーの皆様の期待に応えるべく努めてまいります。

② 対処すべき課題

景気動向は、昨年来の急速な景況悪化の傾向に弱まりが見られたものの、企業収益の動向は厳しい局面を脱してはならず、また、雇用・所得環境の不透明感から個人消費は総じて弱含みであることなどから、依然として不透明な状況が継続しております。また、情報サービス市場の状況及びお客様の変化について下記のとおり認識しております。

- ・情報サービス市場の状況
 - －国内市場は成熟化：従来型ビジネスは成長性、収益性が低下
 - －低価格化・短納期化
 - －サービスの多様化・複雑化
 - －成果重視：事務処理の効率化に留まらない、コスト削減、売上拡大効果等への期待
- ・お客様の变化
 - －「所有」から「利用」へのニーズ
 - －ITを活用した「事業収益力強化」「新たな事業創造」のための投資を選別

このような事業環境認識のもと、グループビジョンの具現化のためには、差別化と競争力強化をさらに進める必要があると認識しております。事業方針に基づき、次の5点について継続的に取り組んでまいります。

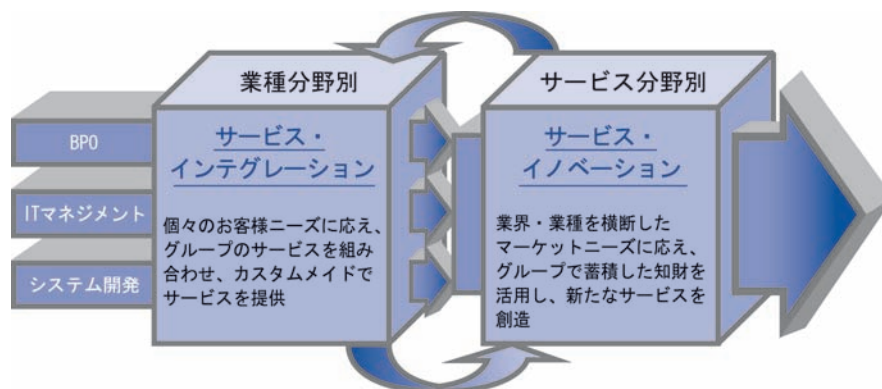
1) 個々の事業強化と連携強化 (=サービス・インテグレーション)

当社グループの強みは、ビジネスの基盤となるBPO、ITマネジメント、システム開発の3事業分野において一定の規模と競争力を持つ点です。3事業分野毎の更なる強化を進めるとともに、3事業分野間の連携強化を通じて当社グループ独自の価値を提供し、差別化要素として強化・発展させてまいります。

2) 新たな事業の創出 (=サービス・イノベーション)

これまでのサービスで得たノウハウ・知識・経験をベースとし、既存サービスの延長線上にない新しい“事業”の創造に継続的に挑戦してまいります。

平成23年3月期については環境・仕組みの整備に注力するものとし、推進機能の強化を目的として、㈱CSKサービスウェア、㈱CSK-ITマネジメント、㈱CSKシステムズに「サービスイノベーション推進部」を設置いたしました。



3) 同業及び異業種との協業・提携

住商情報システム㈱との業務提携を推進しており、その他、同業及び異業種との協業・提携を継続検討してまいります。

4) 人材育成

サービス・技術の根幹は「人」という認識のもと、新人事制度を軸とした人材育成、認定委員会の設置及びITスキル標準 (ITSS^(注1)) をベースとした認定基準の設定を行っております。

5) 海外市場への挑戦

中国を中心とした東アジア市場への進出を目的とし、当社に「グローバル推進室」を設置し、海外市場への進出に取り組んでまいります。

(注1) ITSS : 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が普及を推進している、各種IT関連サービスの提供に必要とされる能力を明確化・体系化した指標

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は4,683百万円であり、事業の種類別セグメントで示すと、情報サービス事業3,049百万円、プリペイドカード事業28百万円、証券事業682百万円、その他の事業12百万円、全社910百万円となっております。

連結会社別の主な内訳は以下のとおりであります。

会社名	事業の種類別セグメントの名称	設備投資の内容	投資額 (百万円)
㈱CSK-ITマネジメント	情報サービス事業	データセンターにおけるインフラ構築に係る資産の取得等	1,253
㈱CSK証券サービス	情報サービス事業	A S P ^(注1) 事業関連設備等	1,121
コスモ証券(株)	証券事業	株券電子化システム、東証次世代システム対応 他	682
㈱CSKホールディングス	全社	事務所設備・研修施設の取得等	908

(注1) A S P (Application Service Provider) : ビジネス用のアプリケーション機能を、ネットワークを通じて顧客に提供するサービス。

(4) 資金調達の状況

A C A(株)の100%子会社である合同会社A C Aインベストメンツを引受け先とする優先株式による約160億円の増資を実施し、併せて同社に対し新株予約権（払込金額の総額4億6,728万円、権利行使による払込金額の総額最大60億円）を発行いたしました。また取引銀行4行には、デット・エクイティ・スワップ（債務の株式化）すなわち当社に対する貸付債権をもって出資の目的とする現物出資を行うことによる資本増強300億円の実施（優先株式の発行）、加えて取引銀行4行に対する総額500億円の短期借入債務の長期借入債務への借り換えを実施いたしました。

(5) 事業の譲渡、吸収合併等の状況

① BPOグループ会社の組織再編

平成21年7月1日付で、当社の子会社である(株)サービスウェア・コーポレーション(現社名(株)CSKサービスウェア)、(株)CSKマーケティング、(株)CSKコミュニケーションズ及び(株)CSKコミュニケーションズの子会社である(株)福井CSK(現社名(株)CSKニアショアシステムズ)、(株)島根CSK、(株)岩手CSK、(株)大分CSK、(株)北九州CSKの8社を会社分割・合併等することにより、BPOグループ会社の組織再編を実施いたしました。

② 不動産証券化事業からの撤退

平成21年9月30日付で、CSKファイナンス(株)(現社名ゲン・キャピタル(株))の全株式及び同社に対する貸付金を売却したことにより不動産証券化事業からの撤退しております。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

項目 \ 期別	第39期 平成19年3月期	第40期 平成20年3月期	第41期 平成21年3月期	第42期(当期) 平成22年3月期
売上高(百万円)	245,981	239,695	206,099	169,518
経常利益 又は損失(△)(百万円)	30,810	20,634	△122,479	2,919
当期純利益 又は純損失(△)(百万円)	8,679	1,272	△161,529	△59,180
1株当たり当期純利益 又は純損失(△)(円)	117.35	17.34	△2,097.39	△720.62
総資産(百万円)	577,294	550,054	363,931	267,749
純資産(百万円)	208,775	185,495	25,247	15,807

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式数により算出しております。
2. 1株当たり当期純利益は、銭単位未満を四捨五入して表示しております。

第39期（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

売上高は、情報サービス事業におけるASP、コンタクトセンター関連のBPO、システム稼動テスト等の検証サービス、金融・保険、輸送用機器、機械、運輸・旅行業界に係るシステム開発等が順調に推移したことに加え、金融サービス事業、プリペイドカード事業が拡大したことにより、増収となっております。

経常利益は、前述の増収要因に加え、情報サービス事業においては、収益性重視の受注獲得や生産性向上及び研究開発費用の減少により、同事業は大幅な増益となりました。また、金融サービス事業も好調に推移し、経常利益全体でも増益となりました。

当期純利益は、前連結会計年度に特別利益として投資有価証券売却益等があったこと、当連結会計年度に国税更正処分に係る法人税等を計上したことにより、減益となりました。

第40期（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

売上高は、情報サービス事業のテクノロジーサービスにおいて、金融・保険業界に係るシステム開発が順調に拡大したことに加え、ビジネスサービスにおける製品検証サービスが順調に推移いたしましたが、金融サービス事業において期末に見込んでいた収益取込が翌期になったこと、証券事業において株式市況の低迷による影響を受けたこと等により減収となりました。

経常利益は、情報サービス事業におけるテクノロジーサービスにおいては、増収に加えて収益性重視の受注獲得や生産性向上が進んだことにより大幅に増加し、ビジネスサービスにおける中長期的な拡大に向けた先行投資費用の増加をカバーし、増益となりました。しかし、金融サービス事業においては、減収に加え、前連結会計年度に大型投資案件の精算があったこと、また証券事業においては、急速に業績が悪化したこと、さらに当社にて進めているグループ全体の情報インフラ整備費用等の増加により減益となりました。

当期純利益は、経常利益の減少に加え、当社連結子会社における事業用資産の減損処理による特別損失を計上したこと等の影響により、減益となりました。

第41期（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

売上高は、情報サービス事業のテクノロジーサービスにおいて、クレジットファイナンス系及び生損保向けS I 案件やアウトソーシングは堅調に推移いたしました。ビジネスサービスにおける証券向けASPやコンタクトセンター、製品検証サービスが減少したことに加え、金融サービス事業及び証券事業においては、経済環境悪化の影響を受けたこと等により減収となりました。

経常損益は、金融サービス事業における既存の投資不動産の評価に加え、金融サービス事業全般及び証券事業においては、経済環境悪化の影響を受けたこと、全社ではグループ全体の情報基盤整備のための費用が増加したこと等により、経常損失となりました。

当期純損益は、経常損失に情報サービス事業、証券事業及び全社等における固定資産や証券事業におけるのれんの減損損失を計上したこと、横浜市みなとみらい21本社ビル建設中止に係る損失及び繰延税金資産取崩し等の影響により、当期純損失となりました。

第42期（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

前記の「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」をご参照ください。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

項目	期別	第39期 平成19年3月期	第40期 平成20年3月期	第41期 平成21年3月期	第42期(当期) 平成22年3月期
売上高及び営業収入 (百万円)		15,583	12,986	13,792	17,255
経常利益 又は損失 (△) (百万円)		10,785	4,423	△1,806	5,350
当期純利益 又は純損失 (△) (百万円)		7,625	△7,423	△152,190	△50,966
1株当たり当期純利益 又は純損失 (△) (円)		103.10	△101.18	△1,975.73	△620.42
総資産 (百万円)		331,321	352,469	235,068	171,965
純資産 (百万円)		170,018	144,524	13,054	9,963

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式数により算出しております。
2. 1株当たり当期純利益は、銭単位未満を四捨五入して表示しております。

第39期（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

当社は、平成17年10月1日よりグループの持株会社として新たなスタートをしております。このため、当事業年度の経営成績は、前事業年度と比較して大きく変動しております。

第40期（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

関係会社株式評価損 8,809百万円、貸倒引当金繰入額 5,029百万円を計上したため、当期純損失は 7,423百万円となりました。

第41期（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

貸倒引当金繰入額 100,277百万円、関係会社株式評価損 44,565百万円を計上したため、当期純損失は 152,190百万円となりました。

第42期（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

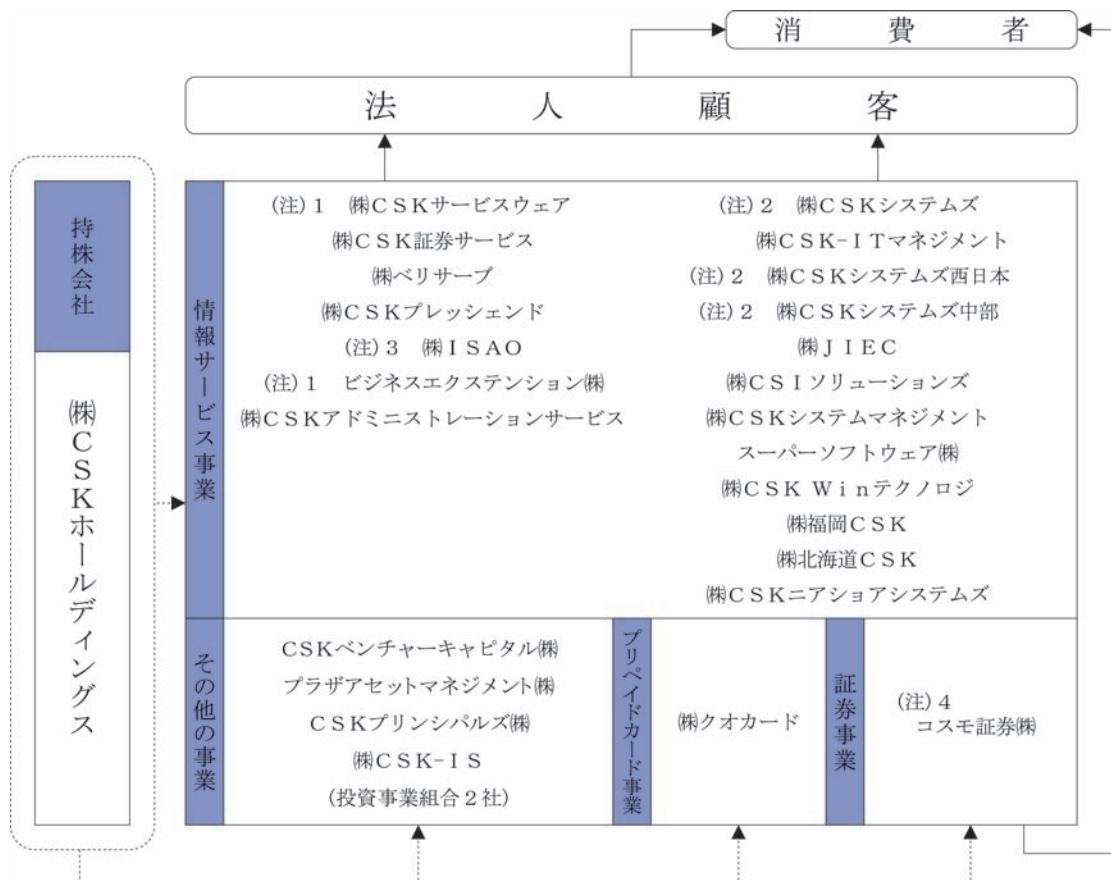
連結子会社であったCSKファイナンス(株)(現社名 ゲン・キャピタル(株))に対する貸付金等の譲渡による損失 50,588百万円及び貸倒引当金繰入額 4,335百万円等を計上したことにより、当期純損失は50,966百万円となりました。

(7) 主要な事業内容（平成22年3月31日現在）

当社の企業集団の主要な事業内容は、次のとおりであります。

情報サービス事業	システム開発、システム運営管理、コンピュータ機器の保守、データエントリー、コンピュータ関連のコンサルティング及び教育等のサービス事業、業務運用、コンピュータ及びコンピュータ関連の周辺機器・消耗品等の販売事業、コンピュータビル等の工事請負事業、コンピュータビルの賃貸事業
プリペイドカード事業	プリペイドカードの発行・精算事業、カードシステムの開発・販売事業
証券事業	証券業、証券業付随業務等
その他の事業	投資事業組合・株式等への投資事業、ベンチャーキャピタル事業、投資信託委託業等

＜当社の企業集団における会社別事業区分イメージ＞



上表は、当社が株式を直接保有している連結子会社を記載しております。

＜上場連結子会社名と公開市場名＞

(株)JIEC
(株)ベリサーブ

東京証券取引所第二部
東京証券取引所第一部

- (注) 1 (株)CSKサービスウェア、ビジネスエクステンション(株)は、平成22年4月1日付で(株)CSKサービスウェアを存続会社として合併しております。
 (注) 2 (株)CSKシステムズ、(株)CSKシステムズ西日本、(株)CSKシステムズ中部は平成22年4月1日付で、(株)CSKシステムズを存続会社として合併しております。
 (注) 3 (株)ISAOは、平成22年4月1日付で既存の全事業を譲渡しております。
 (注) 4 コスモ証券(株)は、平成22年4月16日付で全株式を売却しております。

(8) 主要な事業所及び使用人の状況（平成22年3月31日現在）

① 企業集団の主要な事業所

事業の種類別 セグメントの名称	会 社 名	本社所在地
情報サービス事業	(株)CSKシステムズ	東京都港区
	(株)CSK-ITマネジメント	東京都港区
	(株)CSKシステムズ西日本	大阪市中央区
	(株)CSK証券サービス	東京都中央区
	(株)CSKサービスウェア	東京都港区
	(株)ベリサーブ	東京都新宿区
	(株)JIEC	東京都新宿区
プリペイドカード事業	(株)クオカード	東京都中央区
証券事業	コスモ証券(株)	大阪市中央区
その他の事業	プラザアセットマネジメント(株)	東京都中央区
全社（共通）	(株)CSKホールディングス	東京都港区

② 企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメントの名称	使用人数(名)
情報サービス事業	9,398
プリペイドカード事業	91
証券事業	881
その他の事業	38
全社（共通）	101
合 計	10,509

(注) 上記の使用人数には臨時従業員は含まれておりません。

③ 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
100名	86名減	41才 1ヶ月	12年 8ヶ月

- (注) 1. 使用人数には子会社等への出向者は含まれておりません。
子会社等への出向者数 当期末150名 前期末102名
2. 使用人数には受入出向者20名（前期末38名）及び嘱託社員7名（前期末10名）が含まれております。

(9) 重要な子会社の状況（平成22年3月31日現在）

会 社 名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
(重要な子会社)			
コスモ証券(株)	13,500	100.0	証券業、証券業付随業務等
(株)CSKシステムズ	10,000	100.0	コンサルティング、システム・インテグレーション、システム運用、ASP、BPO等
(株)CSK証券サービス	4,400	100.0	証券システムASPサービス、金融マーケット情報配信サービス及び証券業務アウトソーシング
(株)CSK-ITマネジメント	3,000	100.0	コンサルティング、システム・インテグレーション、システム運用、ハードウェア保守、BPO、ITO等
(株)CSKサービスウェア	2,063	100.0	プロセスサービス、業務プロセス分析・調査サービス等
(株)クオカード	1,810	100.0	プリペイドカードの発行・精算業務、カードシステムの開発・販売等
プラザアセットマネジメント(株)	1,630	100.0	投資信託委託業者の業務、有価証券等に関する投資顧問業及び投資一任契約に係る業務
(株)CSKシステムズ西日本	1,500	100.0	コンサルティング、システム・インテグレーション、システム保守・運用、BPO

会 社 名	資 本 金 (百万円)	議 決 権 比 率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
(重要な子会社) 株 ベ リ サ ー ブ	786	56.2	製品検証サービス、セキュリティ検証サービス等
株 J I E C	674	69.5	基盤技術をコアコンピタンスとした情報システムの設計・構築等
株 C S K システムズ中部	400	100.0	コンサルティング、システム・インテグレーション、システム保守・運用、BPO
株 C S K プレッシュェンド	299	66.7	eコマースシステム・フルフィルメントサービス
株 I S A O	279	100.0	ネットワークソリューション、アプリケーションサービス、モバイルサービス企画・運営、ネットワークゲーム運営等
株 C S I ソリューションズ	210	100.0	ERPソリューション、CRMソリューション、コールセンターシステム構築及びヘルプデスクサービス、システムインテグレーション、ハードウェア販売・保守等
株 福 岡 C S K	200	100.0	製品組込みシステム設計・開発、ビジネスシステム設計・開発、ERPコンサルティング・設計・開発、運用管理・保守、ネットワーク設計、機器販売等

会 社 名	資 本 金 (百万円)	議 決 権 比 率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
(重要な子会社) ㈱CSK Winテクノロジー	100	100.0	Windowsプラットフォームにおけるコンサルティング、ネットワークシステムの診断・設計・構築・運用、ソフトウェア製品の開発・販売、教育等
スーパーソフトウェア㈱	100	100.0	住宅産業向けのパッケージ事業、ソリューション事業、保守事業等
㈱北海道CSK	100	100.0	コンピュータソフトウェアの開発・販売及び賃貸、コンピュータによる情報処理サービス業及び情報提供サービス業、情報処理関連コンピュータ・ハードウェアの販売及び賃貸
ビジネスエクステンション㈱	100	100.0	コンピュータによる情報の処理・加工業務、コンピュータ利用技術に関する開発、コンサルタント業務
CSKベンチャーキャピタル㈱	100	100.0	国内外のベンチャー企業への投資・育成・公開支援、投資事業組合の設立・運営管理等
㈱CSKシステムマネジメント	100	100.0	情報システムのオペレーション管理等のシステム運用サービス
㈱CSKアドミニストレーションサービス	100	100.0	各種事務代行サービス及び各種運営管理サービス
㈱CSKニアショアシステムズ	100	100.0	コンピュータシステムの開発及び保守

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社を含め、28社であります。

(10) 主要な借入先及び借入額（平成22年3月31日現在）

借入先	借入額(百万円)
住友信託銀行株式会社	16,762
株式会社三井住友銀行	12,337
株式会社三菱東京UFJ銀行	8,948
株式会社みずほコーポレート銀行	7,821
その他	18,977
合計	64,847

(注) 1. 上記の金額には、シンジケートローン契約による以下の借入金も含んでおります。

住友信託銀行株式会社	16,762百万円
株式会社三井住友銀行	12,037百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	8,678百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	7,521百万円

(注) 2. その他には主に証券業における信用取引借入金、リース債務（短期）及びリース債務（長期）を含んでおります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

コスモ証券(株)（平成22年4月16日付で全株式を売却）は、金融庁から平成21年12月14日に「業務の状況について法令違反その他不適切な勧誘行為等が認められた」ことから、金融商品取引法第51条に基づく業務改善命令を受け、平成22年1月15日に金融庁に業務改善報告書を提出いたしました。

(12) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（平成22年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	298,000,000株
(2) 発行可能種類株式総数	
普通株式	298,000,000株
A種優先株式	15,000株
B種優先株式	15,000株
C種優先株式	227,273株
D種優先株式	2,273株
E種優先株式	5,000株
F種優先株式	5,000株
(注) 発行可能株式総数と発行可能種類株式総数の合計の一致は、会社法上求められておりません。	
(3) 発行済株式の総数	125,787,714株
うち普通株式	125,747,714株
A種優先株式	15,000株
B種優先株式	15,000株
E種優先株式	5,000株
F種優先株式	5,000株

当事業年度中の発行済株式総数の変動は以下のとおりであります。

① 取引銀行へのデット・エクイティ・スワップ（債務の株式化）	
A種優先株式	15,000株増
B種優先株式	15,000株増
② 合同会社ACAインベストメンツへの優先株式発行による第三者割当増資	
C種優先株式	227,273株増
D種優先株式	2,273株増
E種優先株式	5,000株増
F種優先株式	5,000株増

③ 合同会社A C Aインベストメンツによる優先株式に係る普通株式取得請求権の行使

C種優先株式	227,273株減
D種優先株式	2,273株減
普通株式	45,457,300株増

(4) 株主数

普通株式	58,397名 (前期末比2,873名減)
A種優先株式	4名 (前期末比 4名増)
B種優先株式	4名 (前期末比 4名増)
E種優先株式	1名 (前期末比 1名増)
F種優先株式	1名 (前期末比 1名増)

(5) その他株式に関する重要な事項

① 取得した自己株式

普通株式	4,310株
取得価額の総額	1,779千円

② 処分した自己株式

普通株式	1,305株
処分価額の総額	1,279千円

③ 決算期末における保有自己株式

普通株式	11,807株
------	---------

(6) 大株主の状況

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)	
合同会社ACAインベストメンツ	普通株式	45,457	
	E種優先株式	5	
	F種優先株式	5	
	計	45,467	
36.15			
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	普通株式	5,443	4.33
C S K グ ル ー プ 社 員 持 株 会	普通株式	4,302	3.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	普通株式	3,991	3.17
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	普通株式	3,242	2.58
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	普通株式	2,335	1.86
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	普通株式	2,142	1.70
三 菱 U F J 証 券 株 式 会 社	普通株式	1,709	1.36
SOCIETE GENERALE, PARIS	普通株式	1,535	1.22
MORGAN WHITEFRIARS EQUITY DERIVATIVES	普通株式	1,308	1.04

(注) 持株比率は、自己株式(11,807株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項（平成22年3月31日現在）

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

現に発行している新株予約権等の概要

2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

発行決議の日	平成15年8月18日
発行日	平成15年9月4日
新株予約権の数(個)	21,792 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 7,418,553 (注)1
新株予約権の発行価額(百万円)	無償
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,937.5 (注)2
新株予約権の行使期間	平成15年10月2日～平成23年8月19日
新株予約権付社債の残高(百万円)	21,792

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は340,425株であります。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行ないません。
2. 平成21年9月8日開催の取締役会及び平成21年9月29日開催の臨時株主総会において決議いたしました、C種、D種、E種及びF種優先株式の発行、並びに第6回及び第7回新株予約権の発行に伴い、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の信託証書の規定に基づき、転換価額を平成21年10月1日付で6,030.9円から2,937.5円に調整しております。

第7回無担保転換社債型新株予約権付社債

発行決議の日	平成18年 7月11日
発行日	平成18年 7月27日
新株予約権の数(個)	35,000 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 12,425,447 (注)1
新株予約権の発行価額(百万円)	無償
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,816.8 (注)2
新株予約権の行使期間	平成18年 9月 1日～平成25年 9月27日
新株予約権付社債の残高(百万円)	35,000

- (注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は355,012株であります。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行ないません。
2. 平成21年 9 月 8 日開催の取締役会及び平成21年 9 月29日開催の臨時株主総会において決議いたしました、C種、D種、E種及びF種優先株式の発行、並びに第6回及び第7回新株予約権の発行に伴い、第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の社債要項の規定に基づき、転換価額を平成21年10月 1 日付で5,892円から2,816.8円に調整しております。

第6回新株予約権

発行決議の日	平成21年 9月29日
発行日	平成21年 9月30日
新株予約権の数(個)	240,000 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 24,000,000 (注)
新株予約権の発行価額(百万円)	171
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 125
新株予約権の行使期間	平成22年 3月 1日～平成23年 3月31日
新株予約権の割当先	合同会社ACAインベストメンツ

- (注) 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は100株であります。

第7回新株予約権

発行決議の日	平成21年9月29日
発行日	平成21年9月30日
新株予約権の数(個)	240,000 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 24,000,000 (注)
新株予約権の発行価額(百万円)	295
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 125
新株予約権の行使期間	平成23年3月1日～平成24年3月31日
新株予約権の割当先	合同会社ACAインベストメンツ

(注) 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株であります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（平成22年3月31日現在）

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役会長	東 明 浩	ACA(株)代表取締役社長 アントケアホールディングス(株)取締役会長
代表取締役社長	中 西 毅	(株)CSKシステムズ代表取締役社長 希世軟件系統（上海）有限公司董事長
取 締 役	熊 崎 龍 安	(株)CSKアドミニストレーションサービス代表取締役社長 (株)CSK CHINA CORPORATION代表取締役社長
取 締 役	堀 江 聡 寧	ACA(株)マネージング・パートナー 合同会社ACAインベストメンツ職務執行者
取 締 役	山 崎 弘 之	住友商事(株)メディア・ライフスタイル統括部参事 住商情報システム(株)社長室長
取 締 役	近 藤 勝 重	アントケアホールディングス(株)取締役
常 勤 監 査 役	播 磨 昭 彦	
監 査 役	石 川 岩 雄	ACA(株)監査役
監 査 役	下二井 政 信	

- (注) 1. 取締役 山崎弘之、近藤勝重の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、(株)東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
2. 監査役 石川岩雄、下二井政信の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、(株)東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
3. 常勤監査役 播磨昭彦氏は、グループ内において、経理・監査業務に長年従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 石川岩雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 下二井政信氏は、会社経営の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 当事業年度中に辞任した役員は以下のとおりです。

地 位	氏 名	辞 任 年 月 日
代表取締役社長	福 山 義 人	平成21年9月30日
取締役副社長	鈴 木 孝 博	平成21年9月30日
取締役	広 瀬 省 三	平成21年9月30日
取締役	奥 島 孝 康	平成21年9月30日
取締役	和 気 洋 子	平成21年9月30日
常勤監査役	東 敬 司	平成21年9月30日
常勤監査役	石 原 正 之	平成21年6月26日
監査役	峯 岸 芳 幸	平成21年9月30日
監査役	田 中 克 郎	平成21年9月30日

(ご参考)

当社は経営戦略決定の迅速化及び監督体制・業務執行体制の強化のため、執行役員制度を導入しております。

平成22年4月1日現在の執行役員の陣容及び担当は以下のとおりであります。

常務執行役員	熊 崎 龍 安	(株)CSKアドミニストレーションサービス代表取締役社長 (株)CSK CHINA CORPORATION代表取締役社長
執行役員	石 村 俊 一	(株)CSKサービスウェア代表取締役社長 希世軟件系統(大連)有限公司董事長
	鈴 木 正 彦	(株)CSKシステムズ取締役副社長執行役員
	谷 原 徹	(株)CSK-ITマネジメント代表取締役社長 (株)CSKシステムマネジメント代表取締役社長
	田 財 英 喜	経営企画部、事業推進部、グローバル推進室、 グループ情報統括部管掌
	清 水 康 司	財務部、経理部管掌
	遠 藤 正 利	広報・IR部、法務部、人事部、総務部、社 会貢献推進室管掌

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の額	摘 要
取締役 (うち社外取締役)	11 名 (4)	96 百万円 (13)	平成18年6月28日開催の第38回定時株主総会決議に基づき、取締役の報酬限度額は、年間1,000百万円以内であります。
監査役 (うち社外監査役)	7 名 (5)	30 百万円 (11)	平成18年6月28日開催の第38回定時株主総会決議に基づき、監査役の報酬限度額は、年間100百万円以内であります。
計 (うち社外役員)	18 名 (9)	127 百万円 (24)	

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先 会社名	兼 職 内 容
社外取締役	山 崎 弘 之	住友商事(株)	メディア・ライフスタイル総括部参事
		住商情報システム(株)	社長室長
	近 藤 勝 重	アントケアホールディングス(株)	取締役
社外監査役	石 川 岩 雄	A C A(株)	監査役

- (注) 1. 住友商事(株)は、当社が業務・資本提携に向けた基本合意書を締結しております住商情報システム(株)の親会社であります。
2. 住商情報システム(株)は、当社との間で業務・資本提携に向けた基本合意書を締結しております。
3. アントケアホールディングス(株)は、当社が平成21年9月30日付で行った優先株式及び新株予約権発行の引受先である合同会社A C Aインベストメンツの親会社であるA C A(株)が運営する投資ファンドの投資先であります。
4. A C A(株)は、当社が平成21年9月30日付で行った優先株式及び新株予約権発行の引受先である合同会社A C Aインベストメンツの親会社であります。

② 会社又は会社の特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	山 崎 弘 之	平成21年9月29日に当社臨時株主総会で選任され、平成21年9月30日の就任以降、当期開催定例取締役会6回中全てに、臨時取締役会4回中全てに出席し、事業運営・経営管理に関する豊富な知識や経験等を踏まえた幅広い見地からの発言を行っております。
	近 藤 勝 重	平成21年9月29日に当社臨時株主総会で選任され、平成21年9月30日の就任以降、当期開催定例取締役会6回中全てに、臨時取締役会4回中2回に出席し、事業運営・経営管理に関する豊富な知識や経験等を踏まえた幅広い見地からの発言を行っております。
	奥 島 孝 康	平成21年9月30日付の辞任までに、当期開催定例取締役会6回中4回、臨時取締役会9回中8回に出席し、主に会社法及びコーポレート・ガバナンスの専門家としての見地からの発言を行っておりました。
	和 気 洋 子	平成21年9月30日付の辞任までに、当期開催定例取締役会6回中全てに、臨時取締役会9回中全てに出席し、主に経済学の専門家としての見地からの発言を行っておりました。

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	石 川 岩 雄	平成21年9月29日に当社臨時株主総会で選任され、平成21年9月30日の就任以降、当期開催定例取締役会6回中5回、臨時取締役会4回中全てに、また当期開催定例監査役会6回中5回、臨時監査役会3回中全てに出席し、主に公認会計士としての幅広い見地からの発言を行っております。
	下 二 井 政 信	平成21年9月29日に当社臨時株主総会で選任され、平成21年9月30日の就任以降、当期開催定例取締役会6回中5回、臨時取締役会4回中全てに、また当期開催定例監査役会6回中全てに、臨時監査役会3回中全てに出席し、事業運営及び法務・税務に関する豊富な知識や経験等を踏まえた幅広い見地からの発言を行っております。
	峯 岸 芳 幸	平成21年9月30日付の辞任までに、当期開催定例取締役会6回中全てに、臨時取締役会9回中8回に、また当期開催定例監査役会6回中全てに、臨時監査役会4回中全てに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地からの発言を行っておりました。
	田 中 克 郎	平成21年9月30日付の辞任までに、当期開催定例取締役会6回中全てに、臨時取締役会9回中8回に、また当期開催定例監査役会6回中全てに、臨時監査役会4回中全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っておりました。

④ 責任限定契約の概要

当社は、平成21年9月29日開催の臨時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき、当社は平成21年9月30日以降に就任した社外取締役及び社外監査役の全員と責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

当社及び当社子会社等が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりであります。

内 容	支 払 額
① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	87百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（①の報酬等の額を含む）	385百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分が困難であるため、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社子会社は、新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、証券業に関するシステム監査等の対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

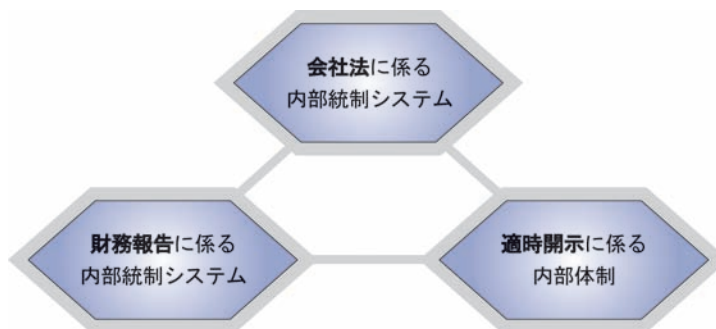
当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する決議内容の概要

＜内部統制システムの整備の状況について＞

当社グループの会社法に係る内部統制システム、すなわち「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用」と並行して、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制システム」及び(株)東京証券取引所の規則に基づく「適時開示に係る内部体制」についても、当社グループとして体制の整備・運用を実施しており、この3つの「内部統制システム及び体制」を通じて、より透明性の高いグループ経営の実現を目指しております。具体的な内容は、以下のとおりであります。

＜当社グループの考える内部統制システム全般への取組みの概念図＞



〔会社法に係る内部統制システム〕

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① C S Kグループ企業行動憲章及びC S Kグループ役員社員行動基準を制定し、法令遵守が全ての企業活動の前提であることをグループの全ての役員・社員に徹底するとともに、役員・社員が法令及び定款を遵守するために必要なその他の関連規程類を整備し、その浸透・徹底を図る。
- ② グループ全体のコンプライアンスに関する統括組織としてリスク・コンプライアンス委員会を設置する。リスク・コンプライアンス委員会の委員長は、グループ全体のコンプライアンス態勢の整備に関する統括責任者としての責任と権限を持つ。
- ③ コンプライアンス違反等が発生した場合に、迅速かつ適切に対応できる体制をグループ各社と連携のうえ整備する。また、コンプライアンス違反の未然防止と早期解決を図ることを目的に、「C S Kグループヘルプライン」を設置・運用する。

- ④ コンプライアンス推進担当部門はグループ全体のコンプライアンスの推進、教育・啓発等を行う。また、定期的にコンプライアンス意識調査を実施し、コンプライアンスの浸透度等につきモニタリングを行う。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。
- ⑥ 財務報告に係る内部統制については、財務報告に係る内部統制の基本方針を制定し、会社法、金融商品取引法、東京証券取引所規則等への適合性を確保のうえ、担当部門を設けて十分な体制を整備して運用する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報は文書管理規程に従い、文書又は電磁媒体に記録して保存する。
- ② 文書の保存、管理は文書ごとに管理部門を定め、保存期限は文書保存年限表による。
- ③ 取締役及び監査役は文書管理規程に基づき、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① グループ全体の総合的なリスク管理を推進するため、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社及びグループ各社が行うリスク管理活動を統制する。また、企業価値を毀損しかねない事態が発生した場合には、同委員会が速やかにその情報を集約し、最高意思決定機関である当社取締役会へ報告する。
- ② グループ情報セキュリティポリシーに基づき、機密情報管理規程、個人情報保護規程を制定し、機密情報の管理徹底と個人情報の適切な保護を行い、研修及び啓発の実施やガイドブックの配布を通じて、その重要性及び取扱方法の浸透・徹底を図る。
- ③ 内部者取引防止委員会においては、役員・社員による当社、グループ会社及び顧客企業の株式等の売買に関する事前チェックを実施し、積極的に啓発活動を行い、インサイダー取引の未然防止に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は定款及び取締役会規程に基づき運営し、定時開催の他、必要に応じて臨時に開催する。取締役会では、付議事項の審議及び重要な報告を行い、監査役も毎回出席する。
- ② 取締役会に付議される事項については、事前に十分な審議及び議論を実施して、取締役の職務が効率的に行われるような事業運営を行う。
- ③ 事業計画を定め、達成すべき目標を明確にして、定期的（月次、四半期、半期、年間）に進捗を確認し、必要な対策や見直しを行う。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ社長会及びグループ監査役連絡会の他、グループ横断的な会議体を開催して、グループ間情報の共有化を図る
- ② 内部監査部門は、グループ各社の内部監査を定期的実施し、リスクに対する統制の状況を遵法性と合理性の観点から評価する。
- ③ グループ会社間協定書により、グループ会社における業務の遵法性と適正性を確保する。
- ④ グループ全体で規程類の内容を統一化・標準化し、一層の業務の適正化及び効率化を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の業務を補助するため、専属の使用人を配置する。
- ② 監査業務補助者の人事異動、人事評価、懲戒処分は監査役の承認を得る。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、ヘルプラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。報告の方法については、取締役会と監査役との協議により決定する方法によるものとする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が社内の重要な会議に出席する機会、取締役及び重要な使用人からヒアリングする機会を確保するとともに、代表取締役、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

〔財務報告に係る内部統制システム〕

適用2年目に入り、グループ全体として財務報告に係る内部統制システムの整備・運用状況のさらなる改善、「CSKグループ財務報告に係る内部統制構築基準」に基づく構築・評価基準の均質化等を進め、全社的観点での内部統制評価や業務プロセス及びIT全般統制の整備・運用状況の評価を実施してまいりました。

当社の重要な事業拠点として、業務プロセス及びIT全般統制の整備・運用状況に関する評価対象とした会社は上場子会社である(株)JIEC、(株)ベリサーブの他に(株)CSKシステムズ、(株)CSK-ITマネジメント、(株)CSKシステムズ西日本、(株)CSK証券サービス、(株)CSKサービスウェア、コスモ証券(株)、(株)クオカード及び当社の計10社になります。

なお、当期中において発見された内部統制の不備事項につきましては、グループ全体あるいは各社で改善し、グループとして財務報告の信頼性の確保をしてまいりました。

〔適時開示に係る内部体制〕

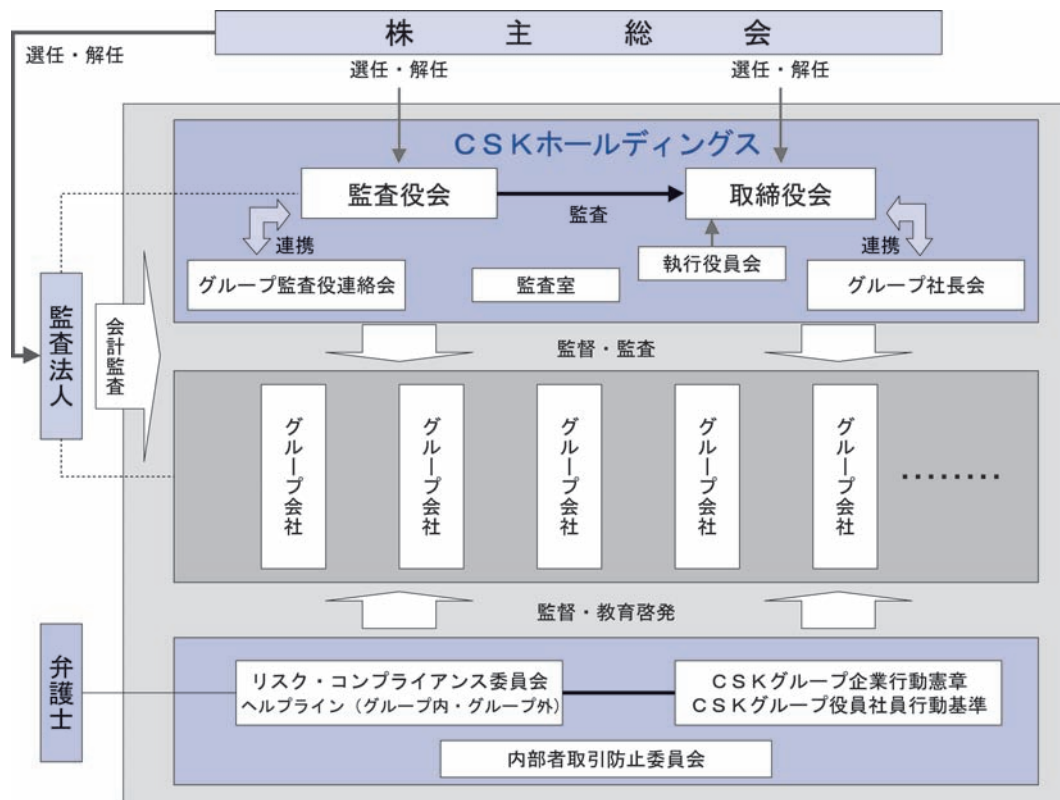
当社グループでは、金融商品取引法及び(株)東京証券取引所の定める適時開示規則により開示が要請される重要情報並びに投資判断に影響を与えると思われる情報等について、「情報の収集」、「適時開示の判定」、「開示の実行」という三段階の業務フローの中で、網羅的な情報収集、複数部門による検討及び多重的検証、適切な審議・決裁が実行できる組織的管理体制のもと、適時開示に係る業務を遂行しております。

また、当社では開示内容並びにその手続きの適正性・適法性・適時性を確保するために適時開示規程を制定しており、重要な会社情報のタイムリーかつ公平な開示方針を定めることにより、関連法令及び諸規則を遵守することに加え、株主・投資家・地域社会をはじめとするステークホルダーの当社に対する理解を促進し、適正な評価に資する適切な情報開示に努めております。

なお、重要事実については、当社の定める内部者取引防止規程に従い、当社内に内部者取引防止委員会を設置しており、定期的な委員会開催に加え、随時の重要事実の判定、グループ社員向けの教育・指導を行っており、情報管理の徹底及びインサイダー取引の防止を図っております。

＜参考：コーポレート・ガバナンス体制の概念図＞

前述の会社法に係る内部統制、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制システム」及び(株)東京証券取引所の規則に基づく「適時開示に係る内部体制」を含む当社グループ全体のガバナンス体制イメージは、以下のとおりであります。



(注) 本事業報告中に記載の金額は、格別の記載をしている箇所を除き、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	192,993	流動負債	150,641
現金及び預金	45,250	買掛金	6,602
受取手形及び売掛金	23,300	短期借入金	10,933
短期貸付金	22,261	未払法人税等	1,156
有価証券	8,485	カード預り金	53,183
営業投資有価証券	3,970	賞与引当金	3,783
たな卸資産	2,180	開発等損失引当金	57
未収還付法人税等	3,261	証券業におけるトレーディング商品	1,008
繰延税金資産	2,873	証券業における信用取引負債	19,121
証券業における預託金	26,593	証券業における預り金及び受入保証金	35,994
証券業におけるトレーディング商品	10,232	その他	18,800
証券業における信用取引資産	24,551	固定負債	100,618
その他	28,757	新株予約権付社債	56,792
貸倒引当金	△8,724	長期借入金	40,063
固定資産	74,756	退職給付引当金	197
有形固定資産	26,482	役員退職慰労引当金	22
建物及び構築物	13,392	その他	3,543
土地	8,809	特別法上の準備金	681
その他	4,280	金融商品取引責任準備金	681
無形固定資産	5,427	負債合計	251,942
のれん	268	(純資産の部)	
その他	5,158	株主資本	10,426
投資その他の資産	42,847	資本金	96,225
投資有価証券	31,065	資本剰余金	53,763
前払年費用	2,378	利益剰余金	△139,494
繰延税金資産	1,574	自己株式	△68
その他	8,144	評価・換算差額等	234
貸倒引当金	△315	その他有価証券評価差額	234
		新株予約権	467
		少数株主持分	4,680
		純資産合計	15,807
資産合計	267,749	負債純資産合計	267,749

連結損益計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	169,518
売上原価	116,601
売上総利益	52,916
販売費及び一般管理費	48,740
営業利益	4,176
営業外収益	
受取利息	77
受取配当金	191
繰下退蔵益	1,084
その他	729
営業外費用	
支払利息	696
退職給付費用	260
株式交付費用	480
支払手数料	608
匿名組合投資損失	524
その他	768
経常利益	2,919
特別利益	
投資有価証券売却益	832
事業譲渡益	180
金融商品取引責任準備金戻入益	183
その他	469
特別損失	
不動産証券化事業撤退損失	55,940
特別退職金	2,802
その他	5,356
税金等調整前当期純損失	59,515
法人税、住民税及び事業税	1,908
法人税等調整額	△2,415
少数株主利益	172
当期純損失	59,180

連結株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成21年3月31日残高	73,225	30,763	△80,313	△68	23,607
連結会計年度中の変動額					
新株の発行(注)	23,000	23,000	—	—	46,000
当期純損失(△)	—	—	△59,180	—	△59,180
自己株式の取得	—	—	—	△1	△1
自己株式の処分	—	—	△0	1	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	23,000	23,000	△59,181	△0	△13,181
平成22年3月31日残高	96,225	53,763	△139,494	△68	10,426

	評価・換算差額等		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定			
平成21年3月31日残高	△990	△2,440	—	5,070	25,247
連結会計年度中の変動額					
新株の発行(注)	—	—	—	—	46,000
当期純損失(△)	—	—	—	—	△59,180
自己株式の取得	—	—	—	—	△1
自己株式の処分	—	—	—	—	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,224	2,440	467	△390	3,741
連結会計年度中の変動額合計	1,224	2,440	467	△390	△9,439
平成22年3月31日残高	234	—	467	4,680	15,807

(注) 平成21年9月29日の臨時株主総会決議に基づく主要取引銀行4行へのデット・エクイティ・スワップ(債務の株式化)による優先株式の発行及び合同会社ACAインベストメンツを引受先とする優先株式の発行によるものであります。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

項 目	当連結会計年度
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称 連結子会社：28社 (株)JIEC、(株)ベリサーブ 他26社 連結除外 津山証券(株)、(株)CSKマーケティング、(株)CSKコミュニケーションズ、(株)島根CSK、(株)岩手CSK、(株)大分CSK、(株)北九州CSK、CSKファイナンス(株)(現社名ゲン・キャピタル(株))、(株)CVCビジネス、ゲン・アセット(株)、プラザキャピタルマネジメント(株)、(株)ライトワークス、匿名組合43社及び他4社</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 東京グリーンシステムズ(株) (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり合計の総資産、売上高、持分に見合う当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称 持分法適用関連会社：1社 (株)ライトワークス</p> <p>(2) 持分法を適用しない主要な非連結子会社又は関連会社の名称等 非連結子会社 東京グリーンシステムズ(株)他 (持分法を適用していない理由) 持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が低いため、持分法の適用範囲から除外しております。</p>

項 目	当連結会計年度
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社のうち、投資事業組合2社の決算日は12月31日であります。他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。連結決算日と連結子会社の決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券 売買目的有価証券(証券業におけるトレーディング商品) 時価法 満期保有目的の債券 償却原価法 子会社株式及び関連会社株式 非連結子会社株式及び持分法非適用関連会社株式については、移動平均法による原価法 その他有価証券(営業投資有価証券を含む) 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定) 時価のないもの 主として移動平均法による原価法</p> <p>② デリバティブ 時価法</p> <p>③ たな卸資産 主として、個別法又は移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)</p>

項 目	当連結会計年度
	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法を採用しております。 また、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち償却可能額までの償却が終了しているものについては、残存価額を5年間で均等に償却する方法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 2年～50年</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法 但し、ソフトウェアについては、自社利用目的のソフトウェアは社内における利用可能期間に基づく定額法、販売目的のソフトウェアは主として見込販売収益に基づく償却額と見積効用年数に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい金額を計上しております。</p> <p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

項 目	当連結会計年度
	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>③ 開発等損失引当金 システム開発、システム運営管理等の事業に係る不採算案件及び瑕疵対応案件について発生が見込まれる損失額を計上しております。</p> <p>④ 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度末において年金資産見込額が退職給付債務見込額から会計基準変更時差異の未処理額及び未認識数理計算上の差異を控除した額を超過しているため、超過額を投資その他の資産の「前払年金費用」に計上しております。</p> <p>会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数による定額法により、発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数による定額法により、発生時から費用処理しております。</p>

項 目	当連結会計年度
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>当連結会計年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。</p> <p>なお、これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純損失に与える影響はありません。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金</p> <p>一部の連結子会社は、役員への退職慰労金支給に備えるため、内規による必要額を計上しております。</p> <p>(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項</p> <p>① 繰延資産の処理方法</p> <p>株式交付費は支出時に全額費用処理しております。</p> <p>② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準</p> <p>外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>③ プリペイドカード事業における第三者型カード発行の会計処理</p> <p>第三者型カード発行の会計処理は、発行したカードの券面金額をカード預り金に計上し、使用に応じて使用金額をカード預り金から取崩しております。</p> <p>また、法人税法の「発行年度ごとに区分管理する方法」に準拠し、過去の使用実績率に基づき算出した、使用されないと見込まれる金額をカード預り金から取崩し、営業外収益のカード退職益に計上しております。</p>

項 目	当連結会計年度
	<p>④ その他の事業における会計処理 営業投資有価証券</p> <p>自らが業務執行組合員となっている投資事業組合等については、最近の決算に基づいて、組合等の資産・負債・収益・費用を持分割合に応じて計上しております。このうち有価証券の持分相当額を営業投資有価証券としております。</p> <p>また、連結子会社である投資事業組合が保有する有価証券については、営業投資有価証券としております。</p> <p>⑤ 請負契約に係る完成工事高及び完成工事原価の計上基準</p> <p>当連結会計年度末までの進捗部分について成果の現実性が認められる請負契約については工事進行基準を適用し、その他の請負契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗率の見積りは、原価比例法によっております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>請負契約に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当連結会計年度より適用しております。</p> <p>これにより、当連結会計年度の売上高は1,167百万円増加し、営業利益及び経常利益はそれぞれ340百万円増加、税金等調整前当期純損失は340百万円減少しております。</p>

項 目	当連結会計年度
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	<p>⑥ 消費税等の処理方法 税抜方式によっております。</p> <p>⑦ 連結納税制度 連結納税制度を適用しております。</p> <p>連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。</p>
6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項	<p>のれん及び負ののれんは、原則として5年均等償却をしております。但し、金額の僅少なものについては発生年度に一時に償却しております。</p>

(連結貸借対照表に関する注記)

項 目	当連結会計年度												
1 担保に供している資産及び担保に係る債務	<p>(1) 以下の資産は短期借入金6,370百万円、長期借入金40,000百万円、証券業における信用取引負債12,439百万円、流動負債その他(未払金)1,310百万円の担保に供しております。</p> <table data-bbox="619 302 1354 506"> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>1,775百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産(土地)</td> <td>6,716百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産(建物及び建築物)</td> <td>8,447百万円</td> </tr> <tr> <td>証券業におけるトレーディング商品</td> <td>350百万円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>482百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>17,772百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、信用取引の自己融資に係る見返り株券のうち担保に供されているものが443百万円(期末時価)あります。</p> <p>また、当社が保有する子会社株式のうち担保に供されているものが74,034百万円(個別財務諸表上の帳簿価額)あります。なお、このうち連結子会社株式73,839百万円は連結上相殺消去されております。</p> <p>資本増強の一環として取引銀行4行との「シンジケートローン契約書」を締結し、当連結会計年度末残高45,000百万円のうち5,000百万円については1年内返済予定長期借入金として上記担保債務の短期借入金に含まれており、残りの40,000百万円については長期借入金として上記担保債務に含まれております。</p> <p>なお、当該シンジケートローン契約書における借り換え債務に供している担保資産は、子会社株式、土地、建物及び構築物であります。</p> <p>(2) 前払式証票の規制等に関する法律第13条第1項に基づく発行保証金として、有価証券7,550百万円、流動資産「その他」(差入保証金)7,661百万円、投資有価証券14,527百万円を供託しております。</p> <p>(3) 信用取引の自己融資見返り株券を先物取引差入証拠金の代用として901百万円を差入れております。</p>	現金及び預金	1,775百万円	有形固定資産(土地)	6,716百万円	有形固定資産(建物及び建築物)	8,447百万円	証券業におけるトレーディング商品	350百万円	投資有価証券	482百万円	合計	17,772百万円
現金及び預金	1,775百万円												
有形固定資産(土地)	6,716百万円												
有形固定資産(建物及び建築物)	8,447百万円												
証券業におけるトレーディング商品	350百万円												
投資有価証券	482百万円												
合計	17,772百万円												

項 目	当連結会計年度
	(4) 証券業特有の担保等として差入をした有価証券の時価額 (上記(1)に属するものを除く)は次のとおりであります。 信用取引貸証券 7,372百万円 信用取引借入金の本担保証券 12,712百万円 差入保証金代用有価証券 1,001百万円 その他 10,943百万円
	(5) 証券業特有の担保等として差入を受けた有価証券の時価額 は次のとおりであります。 信用取引貸付金の本担保証券 21,395百万円 信用取引借証券 3,198百万円 受入保証金代用有価証券 47,088百万円 その他 527百万円
2 有形固定資産の減価償却 累計額	19,778百万円
3 保証債務	当社の貸付先会社が投資している特定目的会社の金融機関から の借入に対し、債務保証を行っております。 ポートタウン特定目的会社 3,310百万円
4 特別法上の準備金	特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のと おりであります。 金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5

(連結損益計算書に関する注記)

項 目	当連結会計年度
1 不動産証券化事業撤退損 失	不動産証券化事業撤退損失は、主に連結子会社であった CSKファイナンス(株)(現社名 ゲン・キャピタル(株))の株 式及び同社に対する貸付金の譲渡に伴う損失41,837百万円 及び同社に対して引き続き保有する一部の貸付金に対して 計上した貸倒引当金繰入額8,205百万円であります。
2 特別退職金	特別退職金は、早期退職優遇制度実施に伴う特別割増退 職金及び再就職支援費用であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）

1 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計 年度末 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計 年度末 (株)
普通株式 (注) 3	80,290,414	45,457,300	—	125,747,714
A種優先株式 (注) 1	—	15,000	—	15,000
B種優先株式 (注) 1	—	15,000	—	15,000
C種優先株式 (注) 2、3	—	227,273	227,273	—
D種優先株式 (注) 2、3	—	2,273	2,273	—
E種優先株式 (注) 2	—	5,000	—	5,000
F種優先株式 (注) 2	—	5,000	—	5,000
合計	80,290,414	45,726,846	229,546	125,787,714

(変動事由の概要)

- (注) 1. A種優先株式及びB種優先株式の増加それぞれ15,000株は、主要取引銀行4行へのデット・エクイティ・スワップ(債務の株式化)による第三者割当増資による増加であります。
2. C種優先株式の増加227,273株、D種優先株式の増加2,273株、E種優先株式及びF種優先株式の増加それぞれ5,000株は、合同会社ACAインベストメントへの優先株式発行による第三者割当増資による増加であります。
3. 普通株式の増加45,457,300株、C種優先株式の減少227,273株及びD種優先株式の減少2,273株は、合同会社ACAインベストメントによるC種優先株式及びD種優先株式に係る普通株式取得請求権の行使によるものであります。

2 自己株式に関する事項

当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 35,499株

3 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び株式数

普通株式 43,844,000株

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当社グループは、一時的な余資の資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針であります。また、CSKグループ・キャッシュマネジメントシステム(CMS)により当社でグループ各社の資金を一括管理し、グループ各社の資金繰りに応じて資金供給を行う体制となっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

短期貸付金は、主に責任財産限定債権、すなわち返済原資となる財産の範囲に限定を加えた債権であり、債務者の信用力ではなく、責任財産から生じるキャッシュ・フロー(収益や処分代金)をその返済原資として債務の履行を担保するものであるため、責任財産から生じるキャッシュ・フローの変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に株式及び債券であり、株式は業務上関係を有する企業の株式であり、債券は満期保有目的の国債で前払式証券の規制等に関する法律第13条第1項に基づく発行保証金であります。市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は流動性リスクに晒されておりますが、1年以内の支払期日であります。

短期借入金(1年以内返済予定長期借入金)及び長期借入金は、取引銀行4行によるシンジケートローンで、当社が保有していた短期借入債務を長期借入債務へ借り換えたものであります。決算日以降約定返済で、最終返済期日は4年後であり、流動性リスクに晒されております。変動金利であるため、金利変動リスクに晒されております。

カード預り金は、一部の子会社で行っているプリペイドカード事業に係るものであり、無利子の金融債務であるため金利変動リスクはありませんが、流動性リスクに晒されております。

新株予約権付社債は、主に設備投資等に係る資金調達を目的として当社が発行したもので、償還日は平成22年8月及び平成25年9月であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権は顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信制度による取引先ごとの信用状況のモニタリング、期日管理、残高管理を実施するなどリスク低減に努めております。

短期貸付金に含まれる責任財産限定債権は、責任財産から生じるキャッシュ・フローの変動リスクに晒されておりますが、当該キャッシュ・フローの変動を定期的に分析・管理するとともに、責任財産の処分見込額を貸倒引当金として計上するなどリスク低減に努めております。

投資有価証券である株式及び債券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価等を把握しリスク低減に努めております。

営業債務、借入金、カード預り金及び新株予約権付社債は流動性リスクにさらされておりますが、CMSにより当社でグループ各社の資金を一括管理するとともに、グループ各社から月次で資金繰り報告を受け、グループ全体の資金繰り動向を把握・管理する体制になっております。

なお、一部の子会社で行っている証券事業については以下のとおりです。

(1) 金融商品に対する取組み方針

金融商品取引業及びそれらに係る付随業務等を行っております。これらの業務遂行のため、当該子会社では、市場リスク及び信用リスクのある金融資産・負債を保有することがあり、それらの資金につきましては、自己資金及び主に金融機関からの短期借入金により調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

商品有価証券等は、(イ)株式や債券に代表される商品有価証券の現物取引(ロ)株価指数の先物取引やオプション取引、国債証券の先物取引や先物オプション取引といった取引所におけるデリバティブ取引及び(ハ)選択権付債券売買取引等の取引所取引以外のデリバティブ取引、の3種類に大別されますが、これらは主に市場価格の変動リスクに晒されております。特にデリバティブ取引においては近年、リスクの多様化・複雑化が進んでおります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

お客様を初めとする各取引先等に係る信用リスクについて、当該子会社の諸規程諸規則に従い、与信審査、与信限度管理、問題債権に係る対応をしております。

② 市場リスクの管理

市場リスクの管理に係る社内規則を整備し、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の規定に従って算出される市場リスク相当額に基づく市場リスク枠、ロスカットルール等の市場リスク管理体制を構築しております。また、各商品部門から独立した管理部署でポジション残高、リスク量、損益状況の把握を行い、その結果を関係役員等に報告することとなっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	45,250	45,250	—
(2) 受取手形及び売掛金	23,300		
貸倒引当金(注)1	△ 105		
	23,195	23,195	—
(3) 短期貸付金	22,261		
貸倒引当金(注)2	△ 8,619		
	13,642	13,642	—
(4) 有価証券	8,485	8,524	38
(5) 営業投資有価証券	51	51	—
(6) 証券業における預託金	26,593	26,593	—
(7) 証券業におけるトレーディング商品(注)3	10,232	10,232	—
(8) 証券業における信用取引資産	24,551	24,551	—
(9) 投資有価証券	22,135	22,281	146
資産計	174,136	174,322	185
(10) 買掛金	6,602	6,602	—
(11) 短期借入金	5,870	5,870	—
(12) 短期借入金(1年以内返済予定長期借入金)	5,063	5,063	—
(13) カード預り金	53,183	53,183	—
(14) 証券業におけるトレーディング商品(注)3	1,008	1,008	—
(15) 証券業における信用取引負債	19,121	19,121	—
(16) 証券業における預り金及び受入保証金	35,994	35,994	—
(17) 新株予約権付社債	56,792	48,316	△ 8,476
(18) 長期借入金	40,063	40,063	—
負債計	223,698	215,223	△ 8,476
デリバティブ取引(注)4			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	33	33	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	33	33	—

- (注) 1. 受取手形及び売掛金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
2. 短期貸付金に対応する個別貸倒引当金を控除しています。
3. 証券業におけるトレーディング商品にはデリバティブに関する債権、債務が含まれています。
4. デリバティブによって生じた正味の債権、債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金、(3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券、(5) 営業投資有価証券、(9) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(6) 証券業における預託金、(8) 証券業における信用取引資産

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 証券業におけるトレーディング商品

時価については、取引所の価格又は公表された基準価格によっております。

負 債

(10) 買掛金、(11) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(12) 短期借入金(1年以内返済予定長期借入金)、(18) 長期借入金

長期借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状況は借入の実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(13) カード預り金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(14) 証券業におけるトレーディング商品

時価については、取引所の価格又は公表された基準価格によっております。

(15) 証券業における信用取引負債、(16) 証券業における預り金及び受入保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(17) 新株予約権付社債

時価については、取引所の価格によっております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

(a) 通貨関連

(単位：百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	トルコ・リラ	177	—	△ 4	△ 4
	アメリカ・ドル	68	—	△ 1	△ 1
	南アフリカ・ランド	746	—	△ 11	△ 11
	オーストラリア・ドル	82	—	△ 1	△ 1
	ニュージーランド・ドル	163	—	△ 2	△ 2
	買建				
	南アフリカ・ランド	10	—	0	0
オーストラリア・ドル	313	—	5	5	
合計		1,563	—	△ 15	△ 15

(注)時価の算定方法に関して、為替予約取引は、受取金額、支払金額をそれぞれ当該通貨の金利で現在価値に割引き、スポットの為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額であります。

(b) 金利関連

(単位：百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	売建	8,637	—	67	67
	買建	5,547	—	△ 18	△ 18
	合計	14,184	—	48	48

(注)時価の算定方法に関して、債券先物取引は、取引所が定める清算値段によっております。

② ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
その他の有価証券	
非上場株式	6,751
非上場債券	87
投資事業組合に対する出資持分	2,999
匿名組合への出資	2,083
子会社及び関連会社株式	926

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としていません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	45,250	—	—	—
受取手形及び売掛金	23,300	—	—	—
短期貸付金	22,261	—	—	—
証券業における預託金	26,593	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債	8,051	5,112	9,272	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債	10	—	—	—
社債	—	187	—	—
合計	125,466	5,299	9,272	—

その他有価証券のうち償還予定額が時価によって変動する5,957百万円は含めておりません。

(注4) 長期借入金、新株予約権付社債及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
短期借入金	5,870	—	—	—
短期借入金(1年以内返済予定長期借入金)	5,063	—	—	—
証券業における信用取引負債(信用取引借入金)	12,439	—	—	—
新株予約権付社債	—	56,792	—	—
長期借入金	—	40,063	—	—
合計	23,372	96,855	—	—

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しています。

(賃貸等不動産の時価等に関する注記)

記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報に関する注記)

項 目	当連結会計年度
1株当たり純資産額	△241円34銭
1株当たり当期純損失	720円62銭

(重要な後発事象に関する注記)

<当連結会計年度>

(連結子会社の株式の譲渡について)

当社は、平成22年4月15日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるコスモ証券㈱の全株式を、岩井証券㈱に譲渡することを決議いたしました。なお、当該株式譲渡につきましては、平成22年4月16日に完了しております。

(1) 譲渡の理由

当社グループは、グループ再生に向けた事業基盤の再構築を目的に、昨年より不動産証券化事業からの完全撤退、資本増強などによる財務基盤の強化、経営体制の刷新、情報サービス事業への経営資源の集中など、事業構造及びコスト構造の改革に取り組んでおります。

情報サービス事業へ経営資源を集中するにあたり、今後当社グループが目指す事業の方向性を検討した結果、証券事業を展開するコスモ証券㈱については、事業上の相乗効果の発揮の見込みが薄いこと、加えて関西地区で強固な事業基盤を持つ岩井証券㈱との連携は、コスモ証券㈱の事業拡大にとって有益であると判断いたしました。

(2) 譲渡先の概要

- ①名称 岩井証券株式会社
- ②住所 大阪市中央区北浜1丁目8番16号
- ③代表者の氏名 代表取締役社長 沖津 嘉昭
- ④資本金の額 100億400万円
- ⑤事業の内容 金融商品取引業
- ⑥当社との関係 該当事項はありません

(3) 譲渡日

平成22年4月16日

(4) 譲渡する連結子会社の概要

- ①名称 コスモ証券株式会社
- ②住所 大阪市中央区今橋1丁目8番12号

- ③代表者の氏名 代表取締役社長 金森 巧
- ④資本金の額 135億円
- ⑤事業の内容 金融商品取引業
- ⑥当該会社の直近期の連結経営成績及び連結財務状態

連結決算期	平成22年3月期
資産	939億円
負債	694億円
純資産	245億円
営業収益	176億円
営業利益	1億円
経常利益	0億円
当期純利益	3億円

(5) 株式譲渡の内容

- ①譲渡株式数 40,000,000株 (所有割合 100%)
- ②譲渡価額 170億円
- ③株式譲渡に伴う損失 88億円
- ④譲渡後の持分比率 0%

(6) その他重要な特約等

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	46,163	流動負債	61,116
現金及び預金	17,160	短期借入金	5,000
売掛金	633	未払金	470
営業未収入金	583	未払費用	1,037
前払費用	377	未払法人税等	327
繰延税金資産	245	前受金	5
短期貸付金	21,613	預り金	54,231
関係会社短期貸付金	7,569	賞与引当金	44
未収入金	2,680	固定負債	100,885
未取還付法人税等	3,225	新株予約権付社債	56,792
その他の貸倒引当金	840	長期借入金	40,000
固定資産	125,801	繰延税金負債	315
有形固定資産	20,858	長期預り金	1,000
建物	11,288	長期預り保証金	2,777
構築物	391	負債合計	162,001
車両運搬具	0	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	719	株主資本	9,305
土地	8,426	資本金	96,225
建設仮勘定	31	資本剰余金	51,871
無形固定資産	1,005	資本準備金	51,871
商標	3	利益剰余金	△138,781
ソフトウエア	1,001	利益準備金	62
その他の貸倒引当金	0	その他利益剰余金	△138,844
投資その他の資産	103,937	別途積立金	61,821
投資有価証券	6,384	繰越利益剰余金	△200,665
関係会社株式	82,368	自己株式	△9
その他の関係会社有価証券	3,440	評価・換算差額等	191
長期貸付金	14	その他有価証券評価差額金	191
従業員に対する長期貸付金	43	新株予約権	467
関係会社長期貸付金	23,252		
破産更生債権等	3		
敷金及び保証金	4,398		
その他の貸倒引当金	1,000		
貸倒引当金	△16,967	純資産合計	9,963
資産合計	171,965	負債純資産合計	171,965

損 益 計 算 書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収入		17,255
営業費用		9,317
営業利益		7,937
営業外収益		
受取利息	1,380	
その他	835	2,216
営業外費用		
支払利息	2,792	
社債利息	177	
株式交付費料	427	
支払手数料	600	
その他	806	4,804
経常利益		5,350
特別利益		
投資有価証券売却益	546	
役員退職慰労引当金戻入額	81	
その他	203	831
特別損失		
貸倒引当金繰入額	4,335	
関係会社貸付金等譲渡損失	50,588	
その他	4,608	59,533
税引前当期純損失		53,352
法人税、住民税及び事業税	△2,153	
法人税等調整額	△232	△2,385
当期純損失		50,966

株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
			別途積立金	繰越利益剰余金	
平成21年3月31日残高	73,225	28,871	62	61,821	△149,698
事業年度中の変動額					
新株の発行(注)	23,000	23,000	—	—	—
当期純損失(△)	—	—	—	—	△50,966
自己株式の取得	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	23,000	23,000	—	—	△50,967
平成22年3月31日残高	96,225	51,871	62	61,821	△200,665

	株 主 資 本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
平成21年3月31日残高	△9	14,272	△1,217	—	13,054
事業年度中の変動額					
新株の発行(注)	—	46,000	—	—	46,000
当期純損失(△)	—	△50,966	—	—	△50,966
自己株式の取得	△1	△1	—	—	△1
自己株式の処分	1	0	—	—	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	1,409	467	1,876
事業年度中の変動額合計	△0	△4,967	1,409	467	△3,090
平成22年3月31日残高	△9	9,305	191	467	9,963

(注) 平成21年9月29日の臨時株主総会決議に基づく主要取引銀行4行へのデット・エクイティ・スワップ(債務の株式化)による優先株式の発行及び合同会社ACAインベストメンツを引受先とする優先株式の発行によるものであります。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	当 事 業 年 度						
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式</p> <p>移動平均法による原価法</p> <p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの</p> <p>決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)</p> <p>時価のないもの</p> <p>移動平均法による原価法</p> <p>その他の関係会社有価証券</p> <p>時価のないもの</p> <p>移動平均法による原価法</p> <p>なお、投資事業組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p>						
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>定率法</p> <p>但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法を採用しております。</p> <p>また、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち償却可能額までの償却が終了しているものについては、残存価額を5年間で均等に償却する方法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">建</td> <td>物</td> <td>2年～50年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td></td> <td>2年～15年</td> </tr> </table>	建	物	2年～50年	工具、器具及び備品		2年～15年
建	物	2年～50年					
工具、器具及び備品		2年～15年					

項 目	当 事 業 年 度
<p>3 繰延資産の処理方法</p> <p>4 引当金の計上基準</p>	<p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>その他 定額法</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>株式交付費は支出時に全額費用処理しております。</p> <p>(1) 貸倒引当金 金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。</p>

項 目	当 事 業 年 度
<p>5 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(3) 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、当事業年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額から会計基準変更時差異の未処理額及び未認識数理計算上の差異を控除した額を超過しているため、超過額を投資その他の資産の「その他」に計上しております。</p> <p>会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(12年)による定額法により、発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。</p> <p>なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響はありません。</p> <p>(1) 消費税等の処理方法 税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度 連結納税制度を適用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項 目	当 事 業 年 度						
1 担保に供している資産及び担保に係る債務	<p>以下の資産は短期借入金5,000百万円、長期借入金40,000百万円の担保に供しております。</p> <table> <tr> <td>関係会社株式</td> <td>74,034百万円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>8,447百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>6,716百万円</td> </tr> </table>	関係会社株式	74,034百万円	建物	8,447百万円	土地	6,716百万円
関係会社株式	74,034百万円						
建物	8,447百万円						
土地	6,716百万円						
2 有形固定資産の減価償却累計額	9,946百万円						
3 保証債務	<p>当社の貸付先会社が投資している特定目的会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。</p> <table> <tr> <td>ポートタウン特定目的会社</td> <td>3,310百万円</td> </tr> </table>	ポートタウン特定目的会社	3,310百万円				
ポートタウン特定目的会社	3,310百万円						
4 関係会社に対する金銭債権・債務	<p>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社との金銭債権・債務は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>短期金銭債権</td> <td>4,343百万円</td> </tr> <tr> <td>短期金銭債務</td> <td>54,646百万円</td> </tr> <tr> <td>長期金銭債務</td> <td>3,774百万円</td> </tr> </table>	短期金銭債権	4,343百万円	短期金銭債務	54,646百万円	長期金銭債務	3,774百万円
短期金銭債権	4,343百万円						
短期金銭債務	54,646百万円						
長期金銭債務	3,774百万円						
5 預り金及び長期預り金の主要項目	<p>C S Kグループ・キャッシュマネジメントシステム(以下「CMS」)による預託資金</p> <p>55,043百万円</p>						
6 貸出コミットメント	<p>(1) 貸手側</p> <p>当社は、グループ会社とCMS運営基本契約を締結し、CMSによる貸付限度額を設定しております。</p> <p>これら契約に基づく当事業年度末の貸付未実行残高は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>CMSによる貸付限度額の総額</td> <td>5,558百万円</td> </tr> <tr> <td>貸付実行残高</td> <td>2,300百万円</td> </tr> <tr> <td>差引貸付未実行残高</td> <td>3,258百万円</td> </tr> </table> <p>対象会社数 20社</p> <p>なお、上記CMS運営基本契約において、資金用途が限定されているものが含まれているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。</p>	CMSによる貸付限度額の総額	5,558百万円	貸付実行残高	2,300百万円	差引貸付未実行残高	3,258百万円
CMSによる貸付限度額の総額	5,558百万円						
貸付実行残高	2,300百万円						
差引貸付未実行残高	3,258百万円						

(損益計算書に関する注記)

項 目	当 事 業 年 度
1 営業収入	「営業収入」は、主に関係会社からの配当金収入、グループ運営収入であります。
2 関係会社との取引	営 業 収 入 17,173百万円 営 業 費 用 2,675百万円 営業取引以外の取引高 1,645百万円
3 関係会社貸付金等譲渡損失	関係会社貸付金等譲渡損失の内訳は、主に連結子会社であったCSKファイナンス(株)(現社名 ゲン・キャピタル(株))の株式及び同社に対する貸付金の譲渡に伴う損失41,837百万円及び同社に対して引き続き保有する一部の貸付金に対して計上した貸倒引当金繰入額8,205百万円であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数： 普通株式 11,807株

(税効果会計に関する注記)

当 事 業 年 度
繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社株式評価損であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、前払年金費用であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

当 事 業 年 度
貸借対照表に計上した固定資産のほか、工具、器具及び備品、事務所設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	事業内容	議決権等 (被所有) の所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	合同会社ACAインベストメンツ	東京都千代田区	当社の株式及び新株予約権の保有及び処分、投資業	被所有 直接36.49%	当社への出資	第三者割当 優先株式 新株予約権	16,000 467		
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	ACAプロパティーズ投資事業有限責任組合	東京都千代田区	ゲン・キャピタル㈱の株式・債権の保有及び経営指導	なし	債権等の譲渡	子会社債権等の譲渡 譲渡額 関係会社貸付金等譲渡損失	481 50,588		
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	ゲン・キャピタル㈱	東京都港区	不動産投資事業	なし	事業資金の貸付	資金の貸付 当期減少額 受取利息	120 31	短期貸付金 未収収益	21,610 0

- (注) 1. 合同会社ACAインベストメンツは、ACA㈱が当社の株式保有を目的に設立された合同会社であり、当社における実質的な主要株主は、ACA㈱であります。
2. ACAプロパティーズ投資事業有限責任組合は、当社の実質主要株主であるACA㈱が無限責任組合員を務めており、当社子会社であったCSKファイナンス㈱(現社名 ゲン・キャピタル㈱)の債権譲渡並びに同社株式の保有を目的として組成された組合であるため、主要株主の子会社としております。
3. ゲン・キャピタル㈱は、平成21年9月30日付で当社子会社から、当社の実質主要株主の子会社であるACAプロパティーズ投資事業有限責任組合の子会社へ異動しております。よって、取引金額は平成21年9月30日から平成22年3月31日までの取引について記載しております。
4. ゲン・キャピタル㈱への貸付金利息につきましては、市場金利を勘案し適切な利率を適用しております。なお、ゲン・キャピタル㈱への貸付金の一部について、8,219百万円の貸倒引当金を計上しております。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業内容	議決権等 (被所有) の所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱CSK-I S	東京都港区	100	その他の事業	所有 直接100%	事業資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 当期減少額 受取利息	1,046 257	関係会社長期貸付金	11,547
子会社	CSKプリンシ パルズ㈱	東京都港区	100	その他の事業	所有 直接100%	事業資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 当期減少額 受取利息	369 222	関係会社長期貸付金	10,405
子会社	コスモ証券㈱	大阪府 大阪市 中央区	13,500	証券事業	所有 直接100%	事業資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 当期増減額 受取利息	— 76	関係会社短期貸付金	3,000
子会社	㈱CSK証券サ ービス	東京都 中央区	4,400	情報サービス 事業	所有 直接100%	事業資金の貸付 役員の兼任	デット・エクイテ ィ・スワップ 資金の貸付 当期減少額 受取利息	12,200 11,200 46	関係会社短期貸付金	1,839
子会社	㈱クオカード	東京都 中央区	1,810	プリペイド カード事業	所有 直接100%	資金管理の受託 役員の兼任	増資の引受 資金の預り 当期減少額 支払利息	3,000 1,490 183	預り金 長期預り金 未払費用	18,942 1,000 111
子会社	㈱CSKシステ ムズ	東京都 港区	10,000	情報サービス 事業	所有 直接100%	資金管理の受託 役員の兼任	資金の預り 当期減少額 支払利息	2,001 73	預り金 未払費用	14,494 5
子会社	㈱CSK-I T マネジメント	東京都 港区	3,000	情報サービス 事業	所有 直接100%	資金管理の受託 役員の兼任	資金の預り 当期減少額 支払利息	92 25	預り金 未払費用	4,828 2
子会社	㈱CSKサービ スウェア	東京都 港区	2,063	情報サービス 事業	所有 直接100%	資金管理の受託 役員の兼任	資金の預り 当期増加額 支払利息	1,923 22	預り金 未払費用	4,666 1
子会社	㈱CSKシステ ムズ西日本	大阪府 大阪市 中央区	1,500	情報サービス 事業	所有 直接100%	資金管理の受託 役員の兼任	資金の預り 当期減少額 支払利息	20 8	預り金 未払費用	1,750 0
子会社	㈱CSKアドミ ニストレーショ ンサービス	東京都 港区	100	各種事務代 行・運営管理 サービス	所有 直接100%	業務の委託 役員の兼任	業務の委託 業務委託費	2,039	未払費用	138
子会社	㈱J I E C	東京都 新宿区	674	情報サービス 事業	所有 直接69.51%	資金管理の受託 役員の兼任	資金の預り 当期減少額 支払利息	1,003 20	預り金 未払費用	2,921 1
子会社	CSKファイナ ンス㈱	東京都 港区	1,000	その他の事業	所有 直接100%	事業資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 当期減少額 受取利息	121,920 651		

- (注) 1. ㈱CSK証券サービスに対するデット・エクイティ・スワップにおける貸付金の減少は、資金の貸付の当期減少額に含まれております。また、その貸付金に対しましては、前事業年度に計上しておりました貸倒引当金を充当しており、実質的な同社への増資引受額は824百万円であります。
2. CSKファイナンス㈱の全株式を平成21年9月30日付でACAプロパティーズ投資事業有限責任組合へ譲渡したため、同日付で当社子会社から異動しております。よって、取引金額は平成21年4月1日から平成21年9月30日までの取引について記載しております。
3. 取引条件及び取引条件の方針等
- (1) 各社への貸付金及び資金の預りについては、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保設定はありません。
- (2) 預り金は、当社グループにおいて導入しているCMSにより、グループ各社の資金を効率的に管理しているものであります。
- (3) 業務委託契約についての価格その他の取引条件は、価格交渉の上、一般取引と同様に決定しております。
- (4) 各社への貸付金に係る貸倒引当金は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

会社等の名称	当事業年度末の貸倒引当金残高	当事業年度に計上した貸倒引当金繰入額等	当事業年度に計上した貸倒損失等
㈱ C S K - I S	7,577	3,475	—
C S K プ リ ン シ パ ル ズ ㈱	9,241	686	—

- (5) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

項 目	当 事 業 年 度
1株当たり純資産額	△250円55銭
1株当たり当期純損失	620円42銭

(重要な後発事象に関する注記)

<当事業年度>

(関係会社株式の譲渡について)

当社は、平成22年4月15日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるコスモ証券(株)の全株式を、岩井証券(株)に譲渡することを決議いたしました。なお、当該株式譲渡につきましては、平成22年4月16日に完了しております。

(1) 譲渡の理由

当社グループは、グループ再生に向けた事業基盤の再構築を目的に、昨年より不動産証券化事業からの完全撤退、資本増強などによる財務基盤の強化、経営体制の刷新、情報サービス事業への経営資源の集中など、事業構造及びコスト構造の改革に取り組んでおります。

情報サービス事業へ経営資源を集中するにあたり、今後当社グループが目指す事業の方向性を検討した結果、証券事業を展開するコスモ証券(株)については、事業上の相乗効果の発揮の見込みが薄いこと、加えて関西地区で強固な事業基盤を持つ岩井証券(株)との連携は、コスモ証券(株)の事業拡大にとって有益であると判断いたしました。

(2) 譲渡先の概要

①名称	岩井証券株式会社
②住所	大阪市中央区北浜1丁目8番16号
③代表者の氏名	代表取締役社長 沖津 嘉昭
④資本金の額	100億400万円
⑤事業の内容	金融商品取引業
⑥当社との関係	該当事項はありません

(3) 譲渡日

平成22年4月16日

(4) 譲渡する子会社の概要

①名称	コスモ証券株式会社
②住所	大阪市中央区今橋1丁目8番12号
③代表者の氏名	代表取締役社長 金森 巧
④資本金の額	135億円
⑤事業の内容	金融商品取引業

(5) 株式譲渡の内容

①譲渡株式数	40,000,000株 (所有割合 100%)
②譲渡価額	170億円
③株式譲渡に伴う損失	78億円
④譲渡後の持分比率	0%

(6) その他重要な特約等

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年 5 月17日

株式会社C S Kホールディングス

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 古 谷 伸太郎 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井 出 隆 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 菅 田 裕 之 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社C S Kホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社C S Kホールディングス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に、連結子会社(コスモ証券株式会社)の株式の譲渡についての記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年5月17日

株式会社CSKホールディングス

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古谷伸太郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井出隆 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅田裕之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社CSKホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に、関係会社株式(コスモ証券株式会社)の譲渡についての記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当部門等その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、事業状況の説明を定期的に受け、必要に応じて子会社に対し業務及び財産の状況に関する調査を行いました。この間、子会社監査役との連絡会を定期的に開催し、意思疎通及び情報の交換を行いました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年 5月18日

株式会社CSKホールディングス 監査役会

常勤監査役	播磨昭彦	⑩
社外監査役	石川岩雄	⑩
社外監査役	下二井政信	⑩

(注)常勤監査役播磨昭彦、社外監査役石川岩雄及び社外監査役下二井政信は、平成21年9月30日付で就任いたしました。なお、その就任以前の監査事項につきましては、前監査役から報告を受け、資料を閲覧する等の方法により監査いたしました。

以 上

【第42回定時株主総会】 株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件（1）

1. 変更の理由

(1) 当社及び当社グループは、経営資源を情報サービスに集中し、「BPO事業」、「ITマネジメント事業」及び「システム開発事業」を3つの事業の柱と位置づけ、サービス・インテグレーションとサービス・イノベーションを両輪としたグループの新たな成長を目指しております。

当社グループの競争力強化のためには、3つの事業のより一層の連携が必要であるという認識のもと、本年10月1日を目処として、それぞれの事業の一体化を実現するグループ体制に移行することを予定しております。

具体的には、当社と当社の完全子会社である株式会社CSKサービスウェア、株式会社CSK-ITマネジメント及び株式会社CSKシステムズとの合併を行い、グループ経営体制及び事業推進体制を「純粋持株会社体制」から「事業持株会社体制」へ移行することを予定しております。

本件体制変更は、お客様に必要とされる最適なサービスを提供し続けるためのグループ体制の構築と価格競争力の強化を図り、持続的な成長・発展を実現することを目的とするものであります。

つきましては、事業持株会社体制への移行にあたり、商号を「株式会社CSK」に変更するとともに、事業目的を事業持株会社体制に合わせた内容へ変更するものであります。

(2) その他、当社事業の現状に則し、当社の子会社の主要な事業目的を追加するため、現行定款第2条を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、下記変更案のとおりであります。

(下線__部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商 号) 第1条 当社は、株式会社CSKホールディングスと称する。 2 当社の英文社名はCSK HOLDINGS CORPORATIONと称する。</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を行う外国会社の株式または持分を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1) ⋮ (省略)</p> <p>(25)</p> <p>(26) 損害保険代理業務</p> <p>(27) ⋮ (省略)</p> <p>(46) (新設) (新設) (新設) (新設)</p> <p>(47) 前各号に附帯関連する一切の業務</p> <p>2 当社は、前項第46号を除く前項各号及びそれに附帯関連する一切の業務を営むことができる。</p> <p>(中略) (新設)</p>	<p>(商 号) 第1条 当社は、株式会社CSKと称する。 2 当社の英文社名はCSK CORPORATIONと称する。</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ⋮ (現行どおり)</p> <p>(25)</p> <p>(26) 損害保険代理業務及び生命保険契約締結の代理並びに生命保険の募集に関する業務</p> <p>(27) ⋮ (現行どおり)</p> <p>(46)</p> <p>(47) <u>コールセンター業務</u></p> <p>(48) <u>倉庫業</u></p> <p>(49) <u>貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業</u></p> <p>(50) <u>酒類販売及びその仲介業務</u></p> <p>(51) 前各号に附帯関連する一切の業務</p> <p>2 当社は、前項の事業を営む会社及びこれに相当する業務を行う外国会社の株式または持分を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する。</p> <p>(中略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 <u>第1条及び第2条は、2010年10月1日をもって効力を生ずるものとする。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、前条の効力発生日をもって削除するものとする。</u></p>

第2号議案 定款一部変更の件（2）

1. 変更の理由

以下の①～④の各権利が行使されることにより、当社の発行済株式総数及び発行済普通株式総数が増加する可能性があることを考慮して、現行定款第6条の発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を予め増加させるものであります。

- ①2009年9月30日付で発行いたしましたA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式につき、各優先株主が有する普通株式を対価とする取得請求権
- ②2009年9月30日付で発行いたしました第6回新株予約権及び第7回新株予約権
- ③2003年9月4日付で発行いたしました2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権
- ④2006年7月27日付で発行いたしました第7回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

2. 変更の内容

変更の内容は、下記変更案のとおりであります。

（下線__部分は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
(前略)	(前略)
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>29,800万株</u> とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式 <u>29,800万株</u>	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>49,837万6,800株</u> とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式 <u>49,837万6,800株</u>
(以下略)	(以下略)

第3号議案 定款一部変更の件（3）

1. 変更の理由

2009年9月30日付で合同会社ACAインベストメンツに割り当てたC種優先株式及びD種優先株式の全てについて、2010年3月17日付で、合同会社ACAインベストメンツが普通株式を対価とする取得請求権を行使いたしました。

また、当該取得請求権の行使により当社が合同会社ACAインベストメンツより取得した自己株式（C種優先株式及びD種優先株式）の全てにつきましては、当社において、会社法第178条の規定に基づき、2010年3月17日付で消却いたしました。

以上の経緯から、現行定款のC種優先株式及びD種優先株式に関する第6条の4及び別紙C「C種優先株式の内容」並びに第6条の5及び別紙D「D種優先株式の内容」を削除するとともに、関連する条文の整備等の所要の修正を加えることをあわせてお願いするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、下記変更案のとおりであります。

（下線__部分は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
(前略)	(前略)
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式数は、	第6条 当社の発行可能株式数は、
(中略)	(中略)
A種優先株式15,000株	A種優先株式15,000株
B種優先株式15,000株	B種優先株式15,000株
<u>C種優先株式227,273株</u>	(削除)
<u>D種優先株式2,273株</u>	(削除)
E種優先株式5,000株	E種優先株式5,000株
F種優先株式5,000株	F種優先株式5,000株
(中略)	(中略)
<u>(C種優先株式)</u>	(削除)
第6条の4 <u>C種優先株式の内容は、別紙Cのとおりとする。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(D種優先株式)</p> <p>第6条の5 <u>D種優先株式の内容は、別紙Dのとおりとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の普通株式の単元株式数は100株とし、<u>A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の単元株式数はそれぞれ1株とする。</u></p> <p>(以下略)</p> <p>別紙A「<u>A種優先株式の内容</u>」 (中略)</p> <p>4. 優先順位</p> <p>(1) <u>A種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、B種優先株式と同順位とし、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式に優先する。</u></p> <p>(2) <u>A種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、B種優先株式と同順位とし、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式に劣後する。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(中略)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の普通株式の単元株式数は100株とし、<u>A種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の単元株式数はそれぞれ1株とする。</u></p> <p>(以下略)</p> <p>別紙A「<u>A種優先株式の内容</u>」 (中略)</p> <p>4. 優先順位</p> <p>(1) <u>A種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、B種優先株式と同順位とし、E種優先株式及びF種優先株式に優先する。</u></p> <p>(2) <u>A種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、B種優先株式と同順位とし、E種優先株式及びF種優先株式に劣後する。</u></p> <p>(中略)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>7. 金銭を対価とする取得請求権 (1) (省略) (2) 取得価額 (中略)</p> <p>「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本7項若しくは第8項又はB種優先株式、<u>C種優先株式</u>、<u>D種優先株式</u>、<u>E種優先株式</u>若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、<u>C種優先株式</u>、<u>D種優先株式</u>、<u>E種優先株式</u>及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。</p> <p>(3) 金銭対価取得請求の競合 本7項に基づくA種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、<u>C種優先株式</u>、<u>D種優先株式</u>、<u>E種優先株式</u>及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。 (中略)</p>	<p>7. 金銭を対価とする取得請求権 (1) (省略) (2) 取得価額 (中略)</p> <p>「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本7項若しくは第8項又はB種優先株式、E種優先株式若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。</p> <p>(3) 金銭対価取得請求の競合 本7項に基づくA種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。 (中略)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>9. 普通株式を対価とする取得請求権</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 株式対価取得請求の競合</p> <p>本9項に基づくA種優先株式の株式対価取得請求日にA種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、<u>C種優先株式</u>、<u>D種優先株式</u>、<u>E種優先株式</u>及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。</p> <p>(以下略)</p> <p>別紙B「B種優先株式の内容」 (中略)</p> <p>4. 優先順位</p> <p>(1) B種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式と同順位とし、<u>C種優先株式</u>、<u>D種優先株式</u>、<u>E種優先株式</u>及びF種優先株式に優先する。</p> <p>(2) B種優先株式の残余財産の分配順位は、A種優先株式と同順位とし、<u>C種優先株式</u>、<u>D種優先株式</u>、<u>E種優先株式</u>及びF種優先株式に劣後する。</p> <p>(中略)</p>	<p>9. 普通株式を対価とする取得請求権</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 株式対価取得請求の競合</p> <p>本9項に基づくA種優先株式の株式対価取得請求日にA種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。</p> <p>(以下略)</p> <p>別紙B「B種優先株式の内容」 (中略)</p> <p>4. 優先順位</p> <p>(1) B種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式と同順位とし、E種優先株式及びF種優先株式に優先する。</p> <p>(2) B種優先株式の残余財産の分配順位は、A種優先株式と同順位とし、E種優先株式及びF種優先株式に劣後する。</p> <p>(中略)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>7. 金銭を対価とする取得請求権 (1) (省略) (2) 取得価額 (中略)</p> <p>「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本7項若しくは第8項又はA種優先株式、<u>C種優先株式</u>、<u>D種優先株式</u>、<u>E種優先株式</u>若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、<u>C種優先株式</u>、<u>D種優先株式</u>、<u>E種優先株式</u>及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。</p> <p>(3) 金銭対価取得請求の競合 本7項に基づくB種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、<u>C種優先株式</u>、<u>D種優先株式</u>、<u>E種優先株式</u>及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>7. 金銭を対価とする取得請求権 (1) (省略) (2) 取得価額 (中略)</p> <p>「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本7項若しくは第8項又はA種優先株式、E種優先株式若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。</p> <p>(3) 金銭対価取得請求の競合 本7項に基づくB種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。</p> <p>(中略)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>9. 普通株式を対価とする取得請求権</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 株式対価取得請求の競合</p> <p>本9項に基づくB種優先株式の株式対価取得請求日にB種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、<u>C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式</u>の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。</p> <p>(以下略)</p> <p>別紙C「<u>C種優先株式の内容</u>」 (内容省略)</p> <p>別紙D「<u>D種優先株式の内容</u>」 (内容省略)</p> <p>別紙E「<u>E種優先株式の内容</u>」 (中略)</p> <p>4. 優先順位</p> <p>(1) E種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、<u>C種優先株式、D種優先株式及びF種優先株式</u>と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に劣後する。</p> <p>(2) E種優先株式の残余財産の分配順位は、<u>C種優先株式、D種優先株式及びF種優先株式</u>と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に優先する。 (中略)</p>	<p>9. 普通株式を対価とする取得請求権</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 株式対価取得請求の競合</p> <p>本9項に基づくB種優先株式の株式対価取得請求日にB種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。</p> <p>(以下略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>別紙E「<u>E種優先株式の内容</u>」 (中略)</p> <p>4. 優先順位</p> <p>(1) E種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、F種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に劣後する。</p> <p>(2) E種優先株式の残余財産の分配順位は、F種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に優先する。 (中略)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>8. 金銭を対価とする取得請求権</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 取得価額 (中略)</p> <p>「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本8項若しくは第9項又はA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。</p> <p>(3) 金銭対価取得請求の競合</p> <p>本8項に基づくE種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>8. 金銭を対価とする取得請求権</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 取得価額 (中略)</p> <p>「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本8項若しくは第9項又はA種優先株式、B種優先株式若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。</p> <p>(3) 金銭対価取得請求の競合</p> <p>本8項に基づくE種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。</p> <p>(中略)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>10. 普通株式を対価とする取得請求権</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 株式対価取得請求等の競合</p> <p>本10項に基づくE種優先株式の株式対価取得請求日にE種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、<u>C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式</u>の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。</p> <p>(以下略)</p> <p>別紙F「F種優先株式の内容」 (中略)</p> <p>4. 優先順位</p> <p>(1) F種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、<u>C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に劣後する。</u></p> <p>(2) F種優先株式の残余財産の分配順位は、<u>C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に優先する。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>10. 普通株式を対価とする取得請求権</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 株式対価取得請求等の競合</p> <p>本10項に基づくE種優先株式の株式対価取得請求日にE種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。</p> <p>(以下略)</p> <p>別紙F「F種優先株式の内容」 (中略)</p> <p>4. 優先順位</p> <p>(1) F種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、E種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に劣後する。</p> <p>(2) F種優先株式の残余財産の分配順位は、E種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に優先する。</p> <p>(中略)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>8. 金銭を対価とする取得請求権</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 取得価額 (中略)</p> <p>「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本8項若しくは第9項又はA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式若しくはE種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。</p> <p>(3) 金銭対価取得請求の競合</p> <p>本8項に基づくF種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>8. 金銭を対価とする取得請求権</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 取得価額 (中略)</p> <p>「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本8項若しくは第9項又はA種優先株式、B種優先株式若しくはE種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。</p> <p>(3) 金銭対価取得請求の競合</p> <p>本8項に基づくF種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。</p> <p>(中略)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>10. 普通株式を対価とする取得請求権</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 株式対価取得請求等の競合</p> <p>本10項に基づくF種優先株式の株式対価取得請求日にF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、<u>C種優先株式</u>、<u>D種優先株式</u>、<u>E種優先株式</u>及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>10. 普通株式を対価とする取得請求権</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 株式対価取得請求等の競合</p> <p>本10項に基づくF種優先株式の株式対価取得請求日にF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。</p> <p>(以下略)</p>

第4号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役6名（東明浩氏、中西毅氏、熊崎龍安氏、堀江聡寧氏、山崎弘之氏及び近藤勝重氏）全員の任期が満了となりますので、あらためて取締役6名の選任をお願いするものであります。

また、本年10月1日を目処として予定しております、当社と当社の完全子会社である株式会社CSKサービスウェア、株式会社CSK-I Tマネジメント及び株式会社CSKシステムズとの合併による「純粹持株会社体制」から「事業持株会社体制」への移行に伴い、当社における経営体制の一層の強化及び充実に備えるため、新たに取締役として2名（淵上岩雄氏及び白井紀男氏）の選任をお願いするものであります。

合計8名の取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当社の株式の数	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
1	あがま あきひろ 東 明 浩 (昭和36年9月23日生)	0株	昭和61年4月 (株)リクルート入社 平成12年1月 ウィット・キャピタル証券(株)入社 平成14年2月 アントファクトリージャパン(株)（現 アント・キャピタル・パートナーズ (株)）入社 平成14年2月 エーエフジェー・パートナーズ証券 (株)代表取締役 平成16年9月 チェッカーモーターズ(株)代表取締役 平成17年3月 アント・コーポレートアドバイザー (株)（現 A C A (株)）代表取締役社 長（現在） 平成18年5月 アントケアホールディングス(株)代表 取締役社長 平成18年6月 (株)本間ゴルフ代表取締役社長 平成18年6月 日興アントファクトリー(株)取締役専 務執行役員 平成20年10月 (株)アルテディア取締役 平成21年4月 (株)ウィーヴ取締役（現在） 平成21年6月 (株)メディスコーポレーション代表取 締役社長 平成21年9月 当社代表取締役会長（現在） 平成21年10月 アントケアホールディングス(株)取締 役会長（現在） （重要な兼職の状況） A C A (株)代表取締役社長 アントケアホールディングス(株)取締役会長

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	所有する当社 の株式の数	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
2	<p style="text-align: center;">なかにし たけし 中 西 毅 (昭和31年 9 月13日生)</p>	<p style="text-align: center;">普通株式 5,232株</p>	<p>昭和54年 4 月 当社入社 平成14年 6 月 当社取締役ネットサービス事業本部長 平成15年 6 月 当社執行役員ネットサービス事業本部長 平成16年 4 月 当社常務執行役員 I T O 開発本部長 平成18年 4 月 ㈱C S K システムズ常務執行役員中部グループ統括担当 平成19年 4 月 C S K システムズ中部設立準備㈱(現 ㈱C S K システムズ) 代表取締役社長 平成20年 4 月 ㈱C S K システムズ常務執行役員 平成21年 3 月 同社代表取締役社長（現在） 平成21年 3 月 当社執行役員 平成21年 3 月 希世軟件系統（上海）有限公司董事長（現在） 平成21年 9 月 当社代表取締役社長（現在） (重要な兼職の状況) ㈱C S K システムズ代表取締役社長 希世軟件系統（上海）有限公司董事長</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	所有する当社 の株式の数	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
3	<p style="text-align: center;">くまぎ たつやす 熊崎 龍安 (昭和33年5月2日生)</p>	<p style="text-align: center;">普通株式 11,322株</p>	<p>昭和56年4月 当社入社 平成16年4月 当社執行役員経理部長 兼 事業経理部長 平成18年4月 当社執行役員経理部長 兼 内部統制推進室長 平成20年6月 コスモ証券(株)専務取締役 平成21年1月 当社常務執行役員 平成21年4月 当社常務執行役員財務経理部長 平成21年6月 コスモ証券(株)取締役 平成21年9月 当社取締役 常務執行役員 財務・経理管掌 兼 再生本部長 平成21年9月 (株)CSK CHINA CORPORATION 代表取締役社長（現在） 平成22年3月 当社取締役 常務執行役員（現在） 平成22年3月 (株)CSKアドミニストレーションサービス 代表取締役社長（現在）</p> <p>（重要な兼職の状況） (株)CSKアドミニストレーションサービス代表取締役社長 (株)CSK CHINA CORPORATION代表取締役社長</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当社の株式の数	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
4	ほりえ としやす 堀江 聡 寧 (昭和47年9月29日生)	0株	<p>平成8年4月 住友商事(株)入社 平成17年4月 住商オートインベストメント(株)取締役兼マネージングディレクター 平成19年9月 (株)ウイルプラスホールディングス取締役（現在） 平成20年1月 メディア・キャピタル・パートナーズ(株)取締役 平成20年7月 (株)福岡クライスラー取締役（現在） 平成21年1月 アント・コーポレートアドバイザー(株)（現 A C A (株)）マネージング・パートナー（現在） 平成21年4月 (株)ウィーヴ取締役（現在） 平成21年8月 合同会社A C A インベストメンツ職務執行者（現在） 平成21年9月 当社取締役（現在）</p> <p>（重要な兼職の状況） A C A (株)マネージング・パートナー 合同会社A C A インベストメンツ職務執行者</p>
5	やまざき ひろゆき 山崎 弘之 (昭和36年2月3日生)	0株	<p>昭和58年4月 住友商事(株)入社 平成8年1月 米国フェニックスコア社 Vice President（ニューヨーク） 平成11年1月 米国住友商事会社機電第一部門機械部長（シカゴ） 平成12年11月 住友商事(株)情報電子部企画マーケティング長 平成14年6月 住商エレクトロニクス(株)監査役 平成21年4月 住友商事(株)メディア・ライフスタイル総括部参事（現在） 平成21年4月 住商情報システム(株)社長室長 平成21年9月 当社取締役（現在） 平成22年4月 住商情報システム(株)執行役員待遇経営企画・総務人事グループ長 兼 社長室長（現在）</p> <p>（重要な兼職の状況） 住友商事(株)メディア・ライフスタイル総括部参事 住商情報システム(株)執行役員待遇経営企画・総務人事グループ長 兼 社長室長</p>

候補者 番号	氏名 (生年月日)	所有する当社 の株式の数	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
6	<p style="text-align: center;">こんどう かつしげ 近藤 勝重 (昭和21年4月19日生)</p>	0株	<p>昭和44年11月 (株)ダイエー入社 昭和63年7月 日本ドリーム観光(株)専務取締役 平成2年6月 (株)ダイエー事業開発本部長 平成4年6月 リクルートグループ・ファーストフ アイナンス(株)常務取締役 平成12年9月 (株)ダイエー・ホールディング・コー ポレーション代表取締役社長 平成12年10月 日本C F O協会専務理事 平成14年7月 (株)T C ブレインズ代表取締役会長 平成16年6月 日本C F O協会副理事長（現在） 平成17年6月 (株)N S I 取締役 平成18年4月 日本天然素材(株)監査役（現在） 平成18年6月 三和デンタル(株)監査役（現在） 平成21年7月 (株)テンボスバスターズ取締役（現 在） 平成21年9月 当社取締役（現在） 平成21年10月 アントケアホールディングス(株)取締 役（現在） （重要な兼職の状況） アントケアホールディングス(株)取締役</p>
7	<p style="text-align: center;">ふちがみ いわお 瀧上 岩雄 (昭和21年3月4日生)</p>	0株	<p>昭和46年2月 日本電気(株)入社 平成12年4月 N E Cソリューションズ(株)第三シス テム事業本部長 平成13年6月 同社執行役員 第三ソリューション 営業事業本部長 平成16年4月 同社執行役員常務 平成16年6月 同社取締役 兼 執行役員常務 平成18年4月 同社取締役 兼 執行役員専務 平成18年6月 N E Cネクサソリューションズ(株) 代表取締役執行役員社長 平成21年4月 同社顧問（現在） 平成22年6月 同社顧問退任予定</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	所有する当社 の株式の数	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
8	うすい のりお 白 井 紀 男 (昭和18年7月19日生)	0株	昭和41年4月 日本IBM(株) 入社 昭和51年3月 同社製造部門アドバンスド・システムズ部長 昭和53年1月 同社製造・開発部門 情報システム部長 昭和57年8月 同社本社 製造部門 計画・管理部長 昭和60年4月 同社計画部長 昭和62年1月 同社製品計画・開発部長 昭和63年1月 同社OEM事業部長 平成3年6月 シーラス・ロジック(株) 代表取締役社長 平成6年1月 日本デジタルイクイップメント(株) (現 日本ヒューレット・パッカード(株)) 取締役 組込システム事業部長 兼OEM事業部長 平成6年4月 同社常務取締役 テクノロジー製品事業本部長 平成10年4月 ビジュアル・テクノロジー(株) 代表取締役社長 平成12年3月 ウィット・キャピタル証券(株) 代表取締役社長 平成14年3月 (株)ユービー・パートナーズ 代表取締役社長 (現在) 平成14年11月 (株)ユニーク・リンク 代表取締役社長 (重要な兼職の状況) (株)ユービー・パートナーズ代表取締役社長

- [注] 1. 候補者のうち、山崎弘之氏、近藤勝重氏、淵上岩雄氏及び臼井紀男氏は社外取締役候補者であります。なお、山崎弘之氏、近藤勝重氏については、(株)東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、淵上岩雄氏及び臼井紀男氏についても、独立役員として届け出る予定です。
2. 東明浩氏及び堀江聡寧氏が兼任しているＡＣＡ(株)及びＡＣＡ(株)が出資する合同会社ＡＣＡインベストメンツは、当社の発行するＥ種優先株式及びＦ種優先株式並びに第６回新株予約権及び第７回新株予約権を保有しております。また、東明浩氏及び近藤勝重氏が兼任しているアントケアホールディングス(株)は、ＡＣＡ(株)が運営する投資ファンドの投資先であります。また、山崎弘之氏が兼任している住商情報システム(株)は、当社との間で業務・資本提携に向けた基本合意書を締結しており、住友商事(株)は、住商情報システム(株)の親会社であります。
- 上記以外、各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役候補者の選任理由
- 山崎弘之氏は、上記略歴に記載のとおり、住友商事(株)における国内・国外での豊富な営業経験に加え、企画部門の業務経験を有しており、当社グループの今後の事業展開に有益な助言をしていただくため、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって９ヶ月となります。
- 近藤勝重氏は、上記略歴に記載の会社における経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言していただくため、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって９ヶ月となります。
- 淵上岩雄氏は、上記略歴に記載の会社における経営者としての情報サービス事業に関する豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言していただくため、社外取締役候補者といたしました。
- 臼井紀男氏は、上記略歴に記載の会社における情報サービス事業に関する豊富な経験及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言していただくため、社外取締役候補者といたしました。
4. 社外取締役候補者と当社との間で締結する予定の責任限定契約について
- 山崎弘之氏及び近藤勝重氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社との間で会社法第427条第1項に基づき、法令が規定する額を責任限度額とする内容の責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認可決された場合、当社は、各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
- 淵上岩雄氏及び臼井紀男氏は、それぞれの選任が承認可決された場合、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、法令が規定する額を責任限度額とする内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 監査役1名選任の件

本年10月1日を目処として予定しております、当社と当社の完全子会社である株式会社CSKサービスウェア、株式会社CSK-ITマネジメント及び株式会社CSKシステムズとの合併による「純粋持株会社体制」から「事業持株会社体制」への移行に伴い、当社における経営体制の一層の強化及び充実に備えるため、監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	所有する当社の株式の数	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）
かいぜん ただし 海前 忠司 (昭和25年12月1日生)	普通株式 1,062株	昭和47年5月 当社入社 平成12年4月 当社技術企画・推進本部プロフェッショナルサービスサポート部長 平成14年4月 当社流通サービスシステム事業本部 流通・サービスシステム第一事業部長 平成15年2月 当社産業システム事業本部 流通・サービスシステム第一事業部長 平成17年4月 当社執行役員 平成17年10月 ㈱CSKシステムズ執行役員 平成22年4月 同社顧問（現在） 平成22年6月 同社顧問退任予定

〔注〕 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

次回定時株主総会開始の時までに会社法に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、この補欠監査役選任が効力を有する期間は、法令により次回の定時株主総会の開始の時までとなりますが、補欠監査役の選任は、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得た上で、取締役会の決議によって取り消すことができるものといたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	所有する当社の株式の数	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）
かじわら たけお 梶原 岳男 (昭和28年4月30日生)	0株	昭和51年10月 監査法人中央会計事務所入所 昭和57年8月 公認会計士登録 昭和60年3月 梶原公認会計士事務所代表者（現在） 平成2年5月 中央経営コンサルティング(株)代表取締役社長（現在） 平成5年6月 スーパーソフトウェア(株)監査役 平成19年6月 (株)ベリサーブ監査役（現在） (重要な兼職の状況) 梶原公認会計士事務所代表者 中央経営コンサルティング(株)代表取締役社長

- 〔注〕
- 候補者は補欠の社外監査役候補者であります。
 - 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 - 補欠の社外監査役候補者の選任理由
候補者は、上記略歴に記載の公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に加え、当社子会社における監査役の経験を通じて培われた幅広い監査知識を当社の監査に反映していただくため、補欠の社外監査役候補者といたしました。
 - 補欠監査役候補者と当社との間で締結する予定の責任限定契約について
梶原岳男氏は、就任した場合、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、法令が規定する額を責任限度額とする内容の責任限定契約を締結する予定であります。

以上

【普通株主様による種類株主総会】 株主総会参考書類

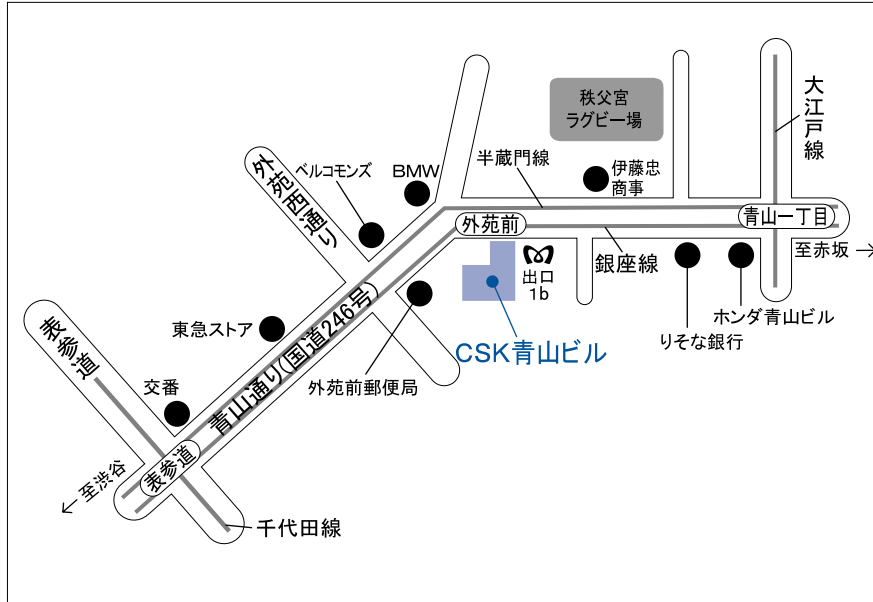
議案 定款一部変更の件

第42回定時株主総会の株主総会参考書類の84頁に記載の第2号議案「定款一部変更の件(2)」の内容と同一です。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区南青山二丁目26番1号
CSK青山ビル 当社3階会議室
電話 (03) 6438-3901 (代表)



- ・地下鉄銀座線「外苑前駅」1b出口よりすぐ
- ・地下鉄銀座線・半蔵門線・大江戸線「青山一丁目駅」より徒歩9分
- ・地下鉄銀座線・半蔵門線・千代田線「表参道駅」より徒歩10分

駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮
くださいますようお願い申し上げます。

当社「CSK青山ビル」にご入館の際は、お手数ですが本「招集ご通知」又は同封しました「議決権行使書用紙」を1階入口にてご提示ください。

